

元気いっぱい ふれあい計画

【山中湖村 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
山中湖村

も く じ

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画見直しのポイント	3
第2章 統計データからみた障がいのある人の現状	5
1 人口構造	5
2 障害者手帳の交付件数	6
3 身体障害者手帳所持者の状況	7
4 療育手帳所持者の状況	11
5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	13
6 障がいのある子どもの状況	17
7 障がいのある人の雇用の状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 障がい福祉サービス等の基盤整備に関する基本的な考え方	22
3 令和5年度の目標値	23
4 障がい福祉サービス等の体系	28
第4章 サービスの見込み量と確保の方策	29
1 指定障害福祉サービス	29
2 地域生活支援事業	46
3 障害児支援	54
第5章 計画の推進に向けて	61
1 円滑なサービス提供のための方策	61
2 関係機関等との連携	62
3 進捗状況の管理と評価	63

■障害者の「害」の表記について

本計画では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

高齢化の進行や障がいに対する正しい理解が進んだことなどにより、我が国における障がいのある人は増加傾向にあります。「令和2年度版 障害者白書」によると、身体・知的・精神の全ての障がい種別で増加傾向がみられ、中でも高齢の身体障がいのある人の増加が目立ちます。一方、若い世代では知的障がいや精神障がいのある人が増加しており、発達障がいや依存症等が広く知られるようになったことやストレス社会の進行が背景にあると推測されます。

このように年代を問わず、障がいのある人が増加傾向にあることを踏まえると、今後、障がい福祉サービスはさらにニーズが高まると予想され、これまで以上に幅広く、そして、一人ひとりの状態や置かれている環境に合わせて、より柔軟にきめ細かく対応していく必要があります。

一方で、福祉サービスに携わる人材は慢性的な不足状態が続いており、サービスの必要量を適切に把握し、それに対応できる障がい福祉サービスの提供体制を計画的に整えていくことが求められています。

また、障がいのある人の地域における自立促進に向けて様々な取り組みがなされる中、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっており、成年後見制度はこうした人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。

この「元気いっぱい ふれあい計画（山中湖村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」は、障害者総合支援法と児童福祉法によって策定が義務付けられた市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画であり、令和5年度の目標数値を定めるとともに、令和3年度からの3年分のサービスの必要量を見込み、その確保方策を明記したものとなります。今回、この計画に成年後見制度の利用促進の具体的な事業の推進を含めた計画として策定します。

本村では、これまでも障がい者計画（現行計画：「元気いっぱい ささえあい計画（山中湖村第2次障がい者計画）」）と併せ、これらの計画を村の障がいのある人の施策のために活用してきました。障がいのある村民やその家族が住み慣れた地域で安心した生活を継続することができるよう、障がいへの理解を深めたり、必要な障がい福祉サービスを提供したりしています。一方で、本村は小規模な自治体であることから、障がい福祉サービスを村内にある事業所で提供することは難しく、大半のサービスを村外の事業者をお願いしています。そのため、近隣市町村や県で対応できるよう、広域連携を進めていく必要があります。

令和2年度は、平成29年度に策定した「元気いっぱい ふれあい計画（山中湖村第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）」が最終年度を迎えます。そのため、計画内容を見直し、令和3年度からの計画として、この「元気いっぱい ふれあい計画（山中湖村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」を策定することとしました。今後も引き続き、障がいをもつ村民の支援の充実に努めるとともに、村の福祉が豊かとなるよう取り組んでいきます。

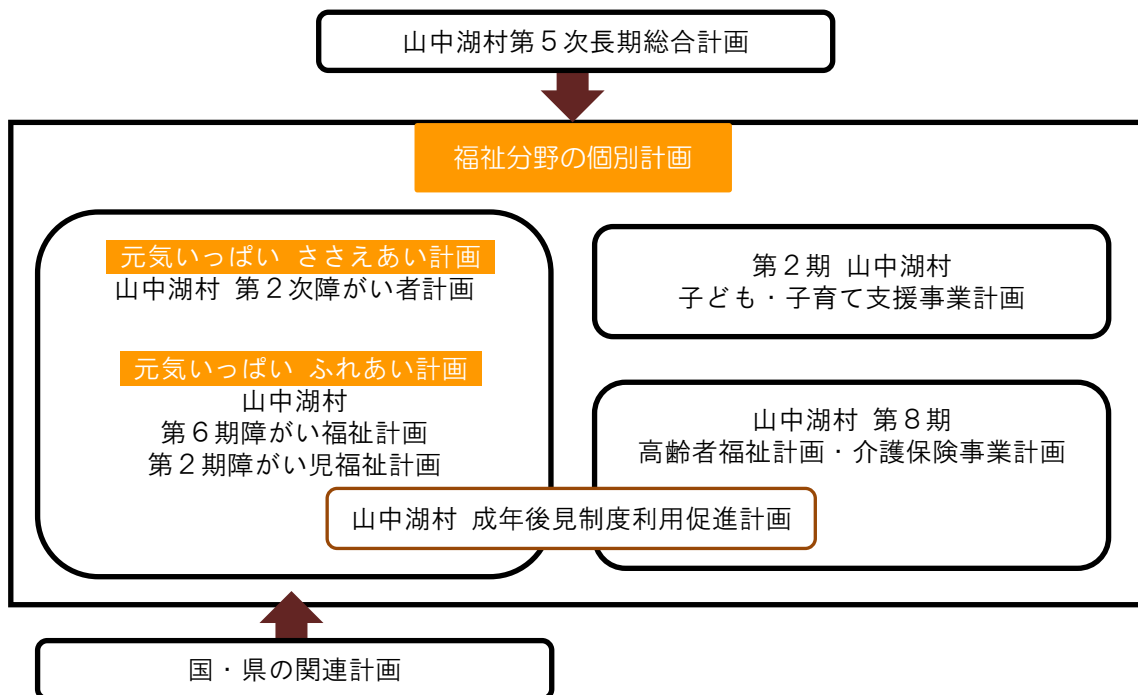
2 計画の性格・位置づけ

「元気いっぱい ふれあい計画（山中湖村 障がい福祉計画・障がい児福祉計画）」は、障害者総合支援法 第 88 条、児童福祉法 第 33 条の 20 により策定が定められている市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画です。いずれの計画も、福祉サービスの提供体制を確保し、障がいのある人に必要としているサービスを適切に提供することを目的としています。また、具体的な数値目標を設けることで、より計画的な推進を図ります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第 14 条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用に関する施策についての基本的な計画の具体的な事業である成年後見制度利用支援事業と成年後見制度法人後見支援事業について記載しています。

この計画は、山中湖村の最上位計画である「第5次長期総合計画」や、村の福祉分野の計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などとの整合をとり、村として目指す姿を明らかにして事業に取り組んでいきます。

また、令和5年度を最終計画年度とする「元気いっぱい ささえあい計画（山中湖村 第2次障がい者計画）」は今回見直しを行いませんが、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であることから、「元気いっぱい ふれあい計画」との整合を保ちます。さらに、「元気いっぱい ふれあい計画」は、「元気いっぱい ささえあい計画」の生活支援に関する事項の実施計画としての位置づけとなります。



3 計画の期間

元気いっぱい ふれあい計画（山中湖村 障がい福祉計画・障がい児福祉計画）の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。また、山中湖村成年後見制度利用促進計画の一部も、本計画に包含されているため、同じく令和3年度から令和5年度までの3年間を計画年度とします。

ただし、社会情勢や障がいのある人の置かれている環境の大幅な変化等により、計画の見直しが必要と判断された場合には、計画の最終年度前に適宜見直しを行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
元気いっぱい ささえあい計画								
山中湖村 第2次障がい者計画						山中湖村 第3次障がい者計画		
元気いっぱい ふれあい計画								
山中湖村 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			山中湖村 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			山中湖村 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		
			山中湖村 成年後見制度利用促進計画			山中湖村 第2期成年後見制度利用促進計画		

4 計画見直しのポイント

「障害者虐待防止法」の施行

この法律は“障害者の尊厳を傷つける様々な虐待から障害者を守り、養護者に対する必要な支援を行うこと”を目的としています。全国の市町村や都道府県に、障がいのある人に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成24年10月施行。

「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として、平成25年4月1日に施行。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などが行われるとともに、障がいのある人の範囲に難病等が加わり、さらに障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方自治体・事業者の障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮^{*}の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日施行。

^{*}障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に
行われる必要かつ合理的な取り組みであり、実施に伴う負担が過重でないこと。

「障害者権利条約」の批准

この条約は、“障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること”を目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行

知的障がいやその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちが認知症のある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことを鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布、同年5月13日に施行。

「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直した改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障がいのある人を早期発見し、乳幼児から成人期まで“切れ目ない支援”を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障がいのある人の支援体制の整備を充実するため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ることとされています。平成28年8月1日施行。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成28年5月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がいのある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成30年4月1日施行。

「障害者雇用促進法」の改正

これまでも障がいのある人に対する差別の禁止などに向けた改正が行われてきましたが、この改正では障がいのある人の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障がいのある人の雇用状況についての的確な把握等について盛り込まれました。令和2年4月1日施行（一部は公布日等に施行）。令和2年4月からは、障がいのある人の雇用に関する条件や基準に見合った民間企業に対して、特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設されました。

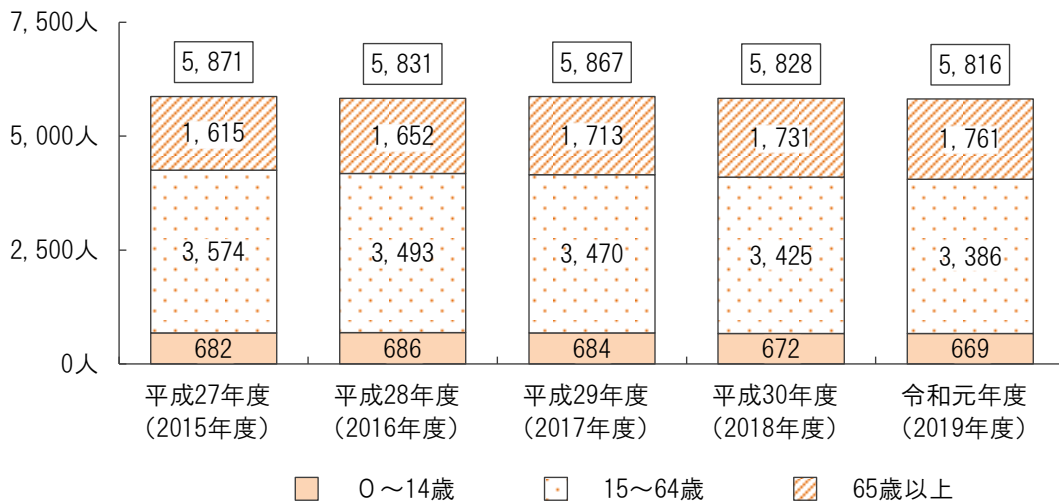
第2章 統計データからみた障がいのある人の現状

1 人口構造

令和元年度の総人口は、5,816人となっています。経年比較をみると、増減を繰り返しているものの、全体的に減少傾向が続いています。

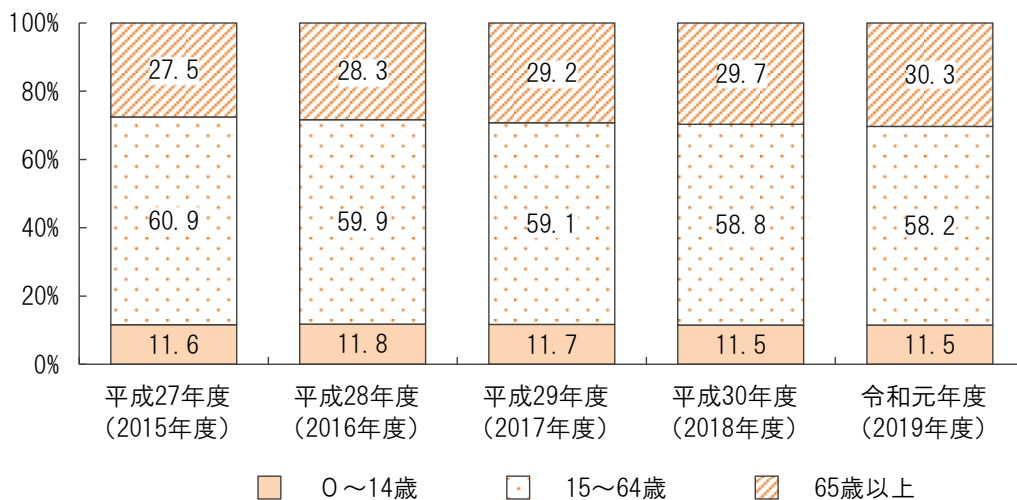
令和元年度の年齢3区分別人口は、0～14歳が669人、15～64歳が3,386人、65歳以上が1,761人となっています。また、年齢3区分別人口割合の経年比較をみると、0～14歳は横ばい、15～64歳は微減、65歳以上は微増していることがわかります。

<総人口・年齢3区分別人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

<年齢3区分別人口割合の推移>



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

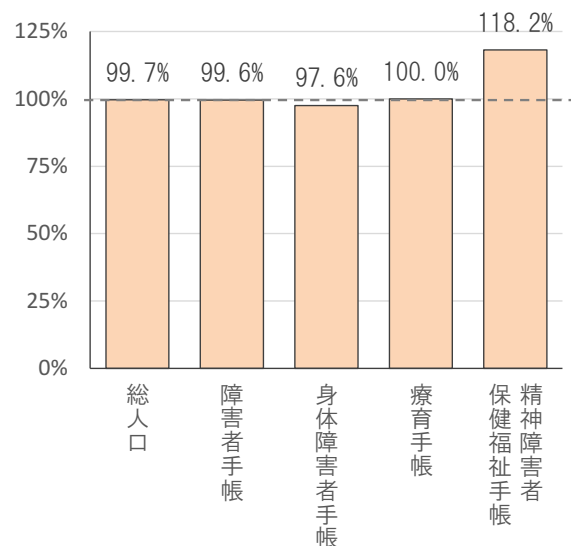
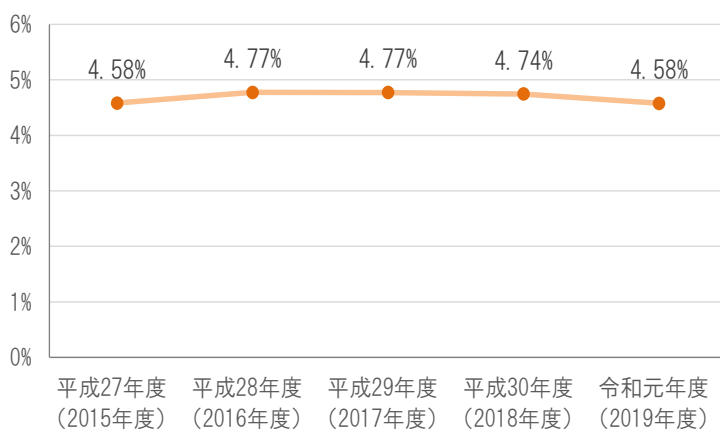
2 障害者手帳の交付件数

令和元年度における障害者手帳交付件数は265件で、その内訳は身体障害者手帳が200件と最も多く、次いで療育手帳が39件、精神障害者保健福祉手帳が26件となっています。

総人口・障害者手帳交付件数の推移をみると、平成27年度以降、増減を繰り返しながらも、総人口、身体障害者手帳交付件数、療育手帳交付件数はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳交付件数は微増傾向にあります。

＜総人口に対する障害者手帳交付比率の推移＞

＜各障害者手帳交付件数の増減比較＞
(対平成27年度)



＜総人口・障害者手帳交付件数の推移＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度との比較
総人口(人)	5,807	5,824	5,827	5,817	5,789	99.7%
身体障害者手帳交付件数(件)	205	210	209	207	200	97.6%
総人口に対する比率	3.53%	3.61%	3.59%	3.56%	3.45%	—
療育手帳交付件数(件)	39	41	41	41	39	100.0%
総人口に対する比率	0.67%	0.70%	0.70%	0.70%	0.67%	—
精神障害者保健福祉手帳交付件数(件)	22	27	28	28	26	118.2%
総人口に対する比率	0.38%	0.46%	0.48%	0.48%	0.45%	—
障害者手帳交付件数	266	278	278	276	265	99.6%
総人口に対する比率	4.58%	4.77%	4.77%	4.74%	4.58%	—

資料：福祉健康課（各年度末現在）

3 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 等級別・障がい種類別の身体障害者手帳所持者数

令和元年度の等級別・障がい種類別の身体障害者手帳所持者は、下表の通りです。1級において内部障がいが大半を占めています。また、1～4級において肢体不自由が多くなっているものの、等級が下がるほどその数は多くなっています。

<等級別・障がい種類別の身体障害者手帳所持者数>

	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
1級(人)	3	1	0	15	52	71
2級(人)	1	3	0	19	1	24
3級(人)	0	1	2	22	9	34
4級(人)	0	2	0	30	20	52
5級(人)	2	0	0	7	0	9
6級(人)	0	4	0	6	0	10
合計	6	11	2	99	82	200

資料：福祉健康課（令和元年度末現在）

(2) 障がい種類別の身体障害者手帳所持者の推移

令和元年度の障がい種類別身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由が 99 人 (49.5%) と最も多く、次いで内部障がい が 82 人 (41.0%)、聴覚・平衡機能障がい が 11 人 (5.5%) などとなっています。

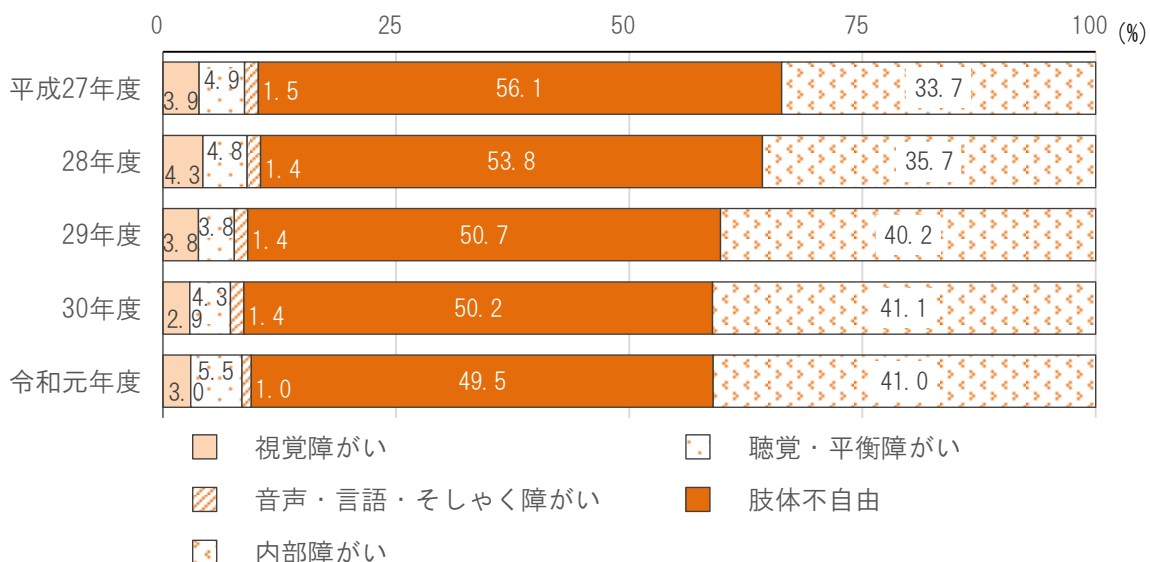
障がい種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 27 年度以降、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由は減少傾向、内部障がいは平成 29 年度までは増加傾向で、その後減少に転じています。

<障がい種類別の身体障害者手帳所持者数の推移>

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	平成 27 年度 との比較
視覚障がい	所持者数 (人)	8	9	8	6	6	75.0%
	全所持者数に対する比率	3.9%	4.3%	3.8%	2.9%	3.0%	
聴覚・平衡 機能障がい	所持者数 (人)	10	10	8	9	11	110.0%
	全所持者数に対する比率	4.9%	4.8%	3.8%	4.3%	5.5%	
音声・言語・ そしゃく 機能障がい	所持者数 (人)	3	3	3	3	2	66.7%
	全所持者数に対する比率	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.0%	
肢体不自由	所持者数 (人)	115	113	106	104	99	86.1%
	全所持者数に対する比率	56.1%	53.8%	50.7%	50.2%	49.5%	
内部障がい	所持者数 (人)	69	75	84	85	82	118.8%
	全所持者数に対する比率	33.7%	35.7%	40.2%	41.1%	41.0%	
合 計	所持者数 (人)	205	210	209	207	200	97.6%

資料：福祉健康課（各年度末現在）

<障がい種類別の身体障害者手帳所持者数構成比の推移>



(3) 障がい程度別の身体障害者手帳所持者数の推移

令和元年度の障がい程度別の身体障害者手帳所持者数は、重度（1～2級）が95人（47.5%）と最も多く、次いで中度（3～4級）が86人（43.0%）、軽度（5～6級）が19人（9.5%）となっています。

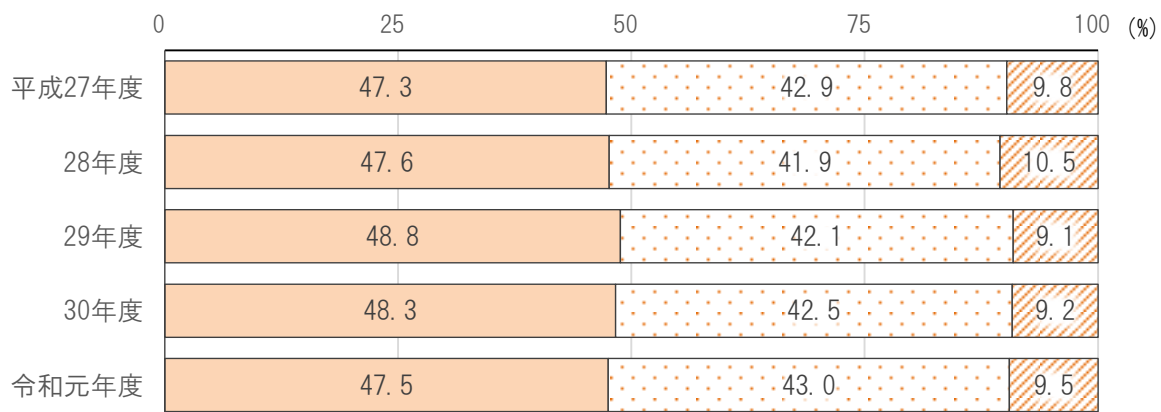
障がい程度別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度以降、重度（1～2級）においては、平成29年度まで微増傾向が続いていましたが、平成30年度には減少に転じ、令和元年度では平成27年度よりも少なくなっています。また、中度（3～4級）、軽度（5～6級）も減少傾向にあります。

＜障がい程度別の身体障害者手帳所持者数の推移＞

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度との比較
重度 (1～2級)	所持者数(人)	97	100	102	100	95	97.9%
	全所持者数に対する比率	47.3%	47.6%	48.8%	48.3%	47.5%	
中度 (3～4級)	所持者数(人)	88	88	88	88	86	97.7%
	全所持者数に対する比率	42.9%	41.9%	42.1%	42.5%	43.0%	
軽度 (5～6級)	所持者数(人)	20	22	19	19	19	95.0%
	全所持者数に対する比率	9.8%	10.5%	9.1%	9.2%	9.5%	
合計		205	210	209	207	200	97.6%

資料：福祉健康課（各年度末現在）

＜障がい程度別の身体障害者手帳所持者数構成比の推移＞



■ 重度（1～2級） □ 中度（3～4級） ▨ 軽度（5～6級）

(4) 年齢層別の身体障害者手帳所持者数の推移

令和元年度の年齢層別の身体障害者手帳所持者数は、65歳以上が148人(74.0%)と最も多く、次いで18～64歳が49人(24.5%)、0～17歳が3人(1.5%)となっています。

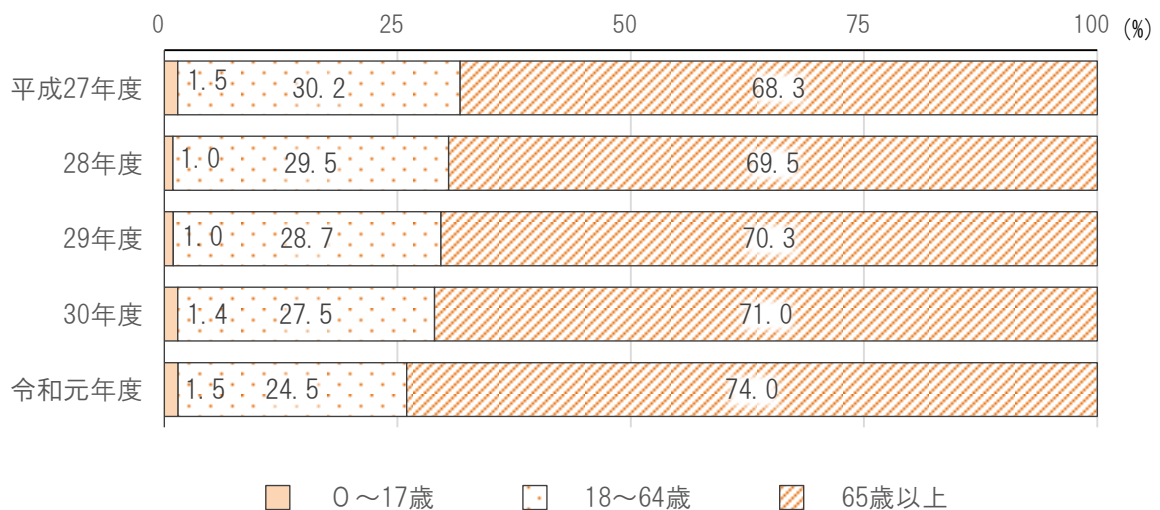
年齢層別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度以降、0～17歳はほぼ横ばい、18～64歳は大きく減少し、65歳以上は増加傾向が続いています。

＜年齢層別の身体障害者手帳所持者数の推移＞

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成27年度 との比較
0～17歳	所持者数(人)	3	2	2	3	3	100.0%
	全所持者数に対する比率	1.5%	1.0%	1.0%	1.4%	1.5%	
18～64歳	所持者数(人)	62	62	60	57	49	79.0%
	全所持者数に対する比率	30.2%	29.5%	28.7%	27.5%	24.5%	
65歳以上	所持者数(人)	140	146	147	147	148	105.7%
	全所持者数に対する比率	68.3%	69.5%	70.3%	71.0%	74.0%	
合計	所持者数(人)	205	210	209	207	200	97.6%

資料：福祉健康課（各年度末現在）

＜年齢層別の身体障害者手帳所持者数構成比の推移＞



4 療育手帳所持者の状況

(1) 障がい程度別の療育手帳所持者数の推移

令和元年度の障がい程度別の療育手帳所持者数は、重度のAが21人（53.8%）、軽度のBが18人（46.2%）となっています。

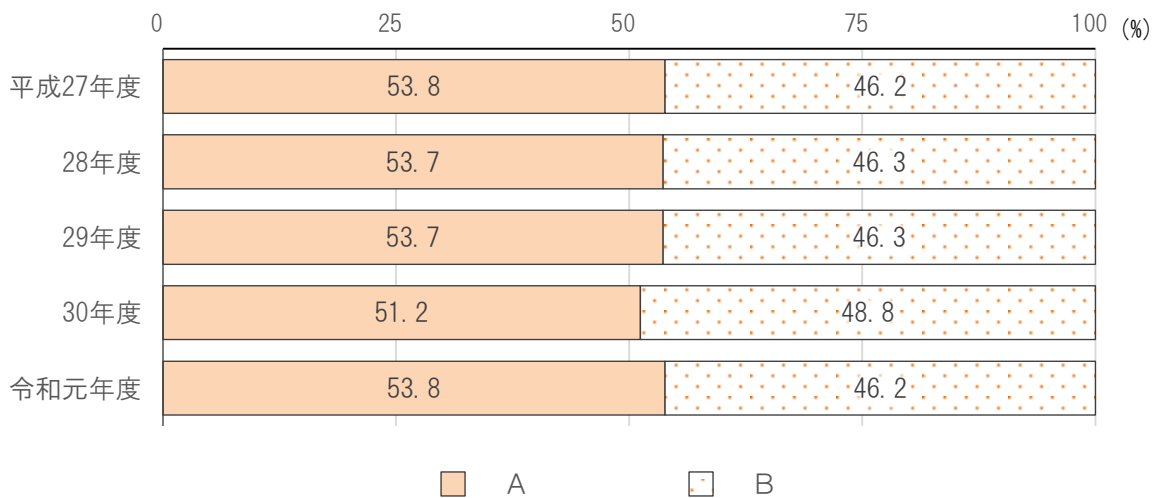
障がい程度別の療育手帳所持者数の推移をみると、平成27年度以降、A、Bともに増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

＜障がい程度別の療育手帳所持者数の推移＞

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成27年度 との比較
A	所持者数（人）	21	22	22	21	21	100.0%
	全所持者数に対する比率	53.8%	53.7%	53.7%	51.2%	53.8%	
B	所持者数（人）	18	19	19	20	18	100.0%
	全所持者数に対する比率	46.2%	46.3%	46.3%	48.8%	46.2%	
合計	所持者数（人）	39	41	41	41	39	100.0%

資料：福祉健康課（各年度末現在）

＜障がい程度別の療育手帳所持者数構成比の推移＞



(2) 年齢層別・障がい程度別の療育手帳所持者数の状況

令和元年度の年齢層別・障がい程度別の療育手帳所持者数は、A、Bともに18歳～39歳が療育手帳所持者全体の半数以上を占めています。

<年齢層別・障がい程度別の療育手帳所持者数の状況>

		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
A	所持者数(人)	2	12	5	2	21
B	所持者数(人)	1	12	3	2	18
合計	所持者数(人)	3	24	8	4	39

資料：福祉健康課（令和元年度末現在）

5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和元年度の障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、重度の1級が3人(11.5%)、中度の2級が20人(76.9%)、軽度の3級が3人(11.5%)となっています。

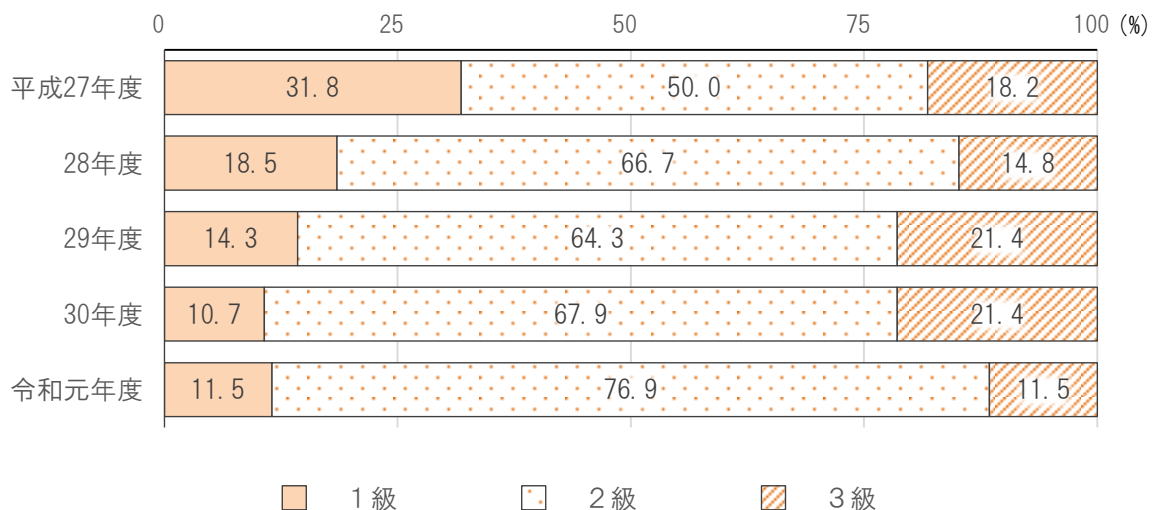
障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成27年度以降、1級は減少傾向で、2級は、平成28年度に大きく増加した後も微増傾向が続いています。3級は、平成29年度に2人増加していますが、令和元年度に半減しています。

＜障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成27年度 との比較
1級	所持者数(人)	7	5	4	3	3	42.9%
	全所持者数に対する比率	31.8%	18.5%	14.3%	10.7%	11.5%	
2級	所持者数(人)	11	18	18	19	20	181.8%
	全所持者数に対する比率	50.0%	66.7%	64.3%	67.9%	76.9%	
3級	所持者数(人)	4	4	6	6	3	75.0%
	全所持者数に対する比率	18.2%	14.8%	21.4%	21.4%	11.5%	
合計	所持者数(人)	22	27	28	28	26	118.2%

資料：福祉健康課（各年度末現在）

＜障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数構成比の推移＞



(2) 年齢層別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

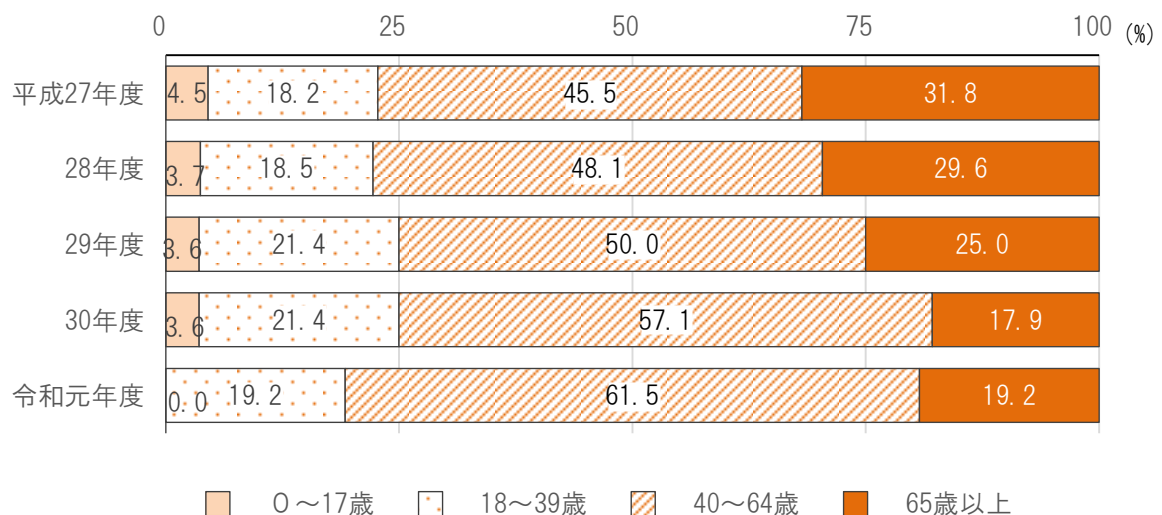
令和元年度の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、0～17歳が0人、18～39歳が5人、40～64歳が16人、65歳以上が5人となっています。平成27年度以降の経年比較でみると、40～64歳が増加傾向にあります。

＜年齢層別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成27年度 との比較
0～17歳	所持者数(人)	1	1	1	1	0	—
	全所持者数に対する比率	4.5%	3.7%	3.6%	3.6%	0.0%	
18～39歳	所持者数(人)	4	5	6	6	5	125.0%
	全所持者数に対する比率	18.2%	18.5%	21.4%	21.4%	19.2%	
40～64歳	所持者数(人)	10	13	14	16	16	160.0%
	全所持者数に対する比率	45.5%	48.1%	50.0%	57.1%	61.5%	
65歳以上	所持者数(人)	7	8	7	5	5	71.4%
	全所持者数に対する比率	31.8%	29.6%	25.0%	17.9%	19.2%	
合計	所持者数(人)	22	27	28	28	26	118.2%

資料：福祉健康課（各年度末現在）

＜年齢層別の精神障害者保健福祉手帳所持者数構成比の推移＞



(3) 年齢層別・障がい程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

令和元年度の年齢層別・障がい程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級と3級においては、全員40～64歳で、2級においては、40～64歳が半数、18～39歳と65歳以上がそれぞれ5人ずつとなっています。

<年齢層別・障がい程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況>

		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
1級	所持者数(人)	0	0	3	0	3
2級	所持者数(人)	0	5	10	5	20
3級	所持者数(人)	0	0	3	0	3
合計	所持者数(人)	0	5	16	5	26

資料：福祉健康課（令和元年度末現在）

(4) 年齢層別の通院医療費公費負担医療利用者数の推移

令和元年度の年齢層別の通院医療費公費負担医療利用者数は、0～17歳が0人、18～64歳が24人（85.7%）、65歳以上が4人（14.3%）となっています。

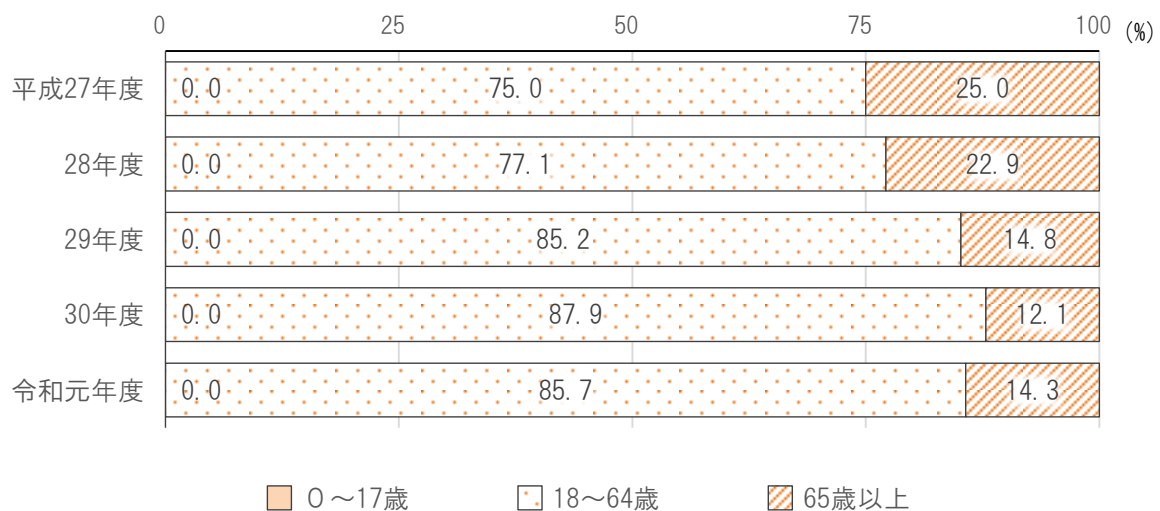
年齢層別の通院医療費公費負担医療利用者数の推移をみると、平成27年度以降、18～64歳では増減を繰り返していますが、65歳以上では平成29年度に、それまでの8人から半分の4人に減少しています。

＜年齢層別の通院医療費公費負担医療利用者数の推移＞

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成27年度 との比較
0～17歳	利用者数（人）	0	0	0	0	0	—
	全利用者数に対する比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
18～64歳	利用者数（人）	24	27	23	29	24	100.0%
	全利用者数に対する比率	75.0%	77.1%	85.2%	87.9%	85.7%	
65歳以上	利用者数（人）	8	8	4	4	4	50.0%
	全利用者数に対する比率	25.0%	22.9%	14.8%	12.1%	14.3%	
合計	利用者数（人）	32	35	27	33	28	87.5%

資料：福祉健康課（各年度末現在）

＜年齢層別の通院医療費公費負担医療利用者数構成比の推移＞



6 障がいのある子どもの状況

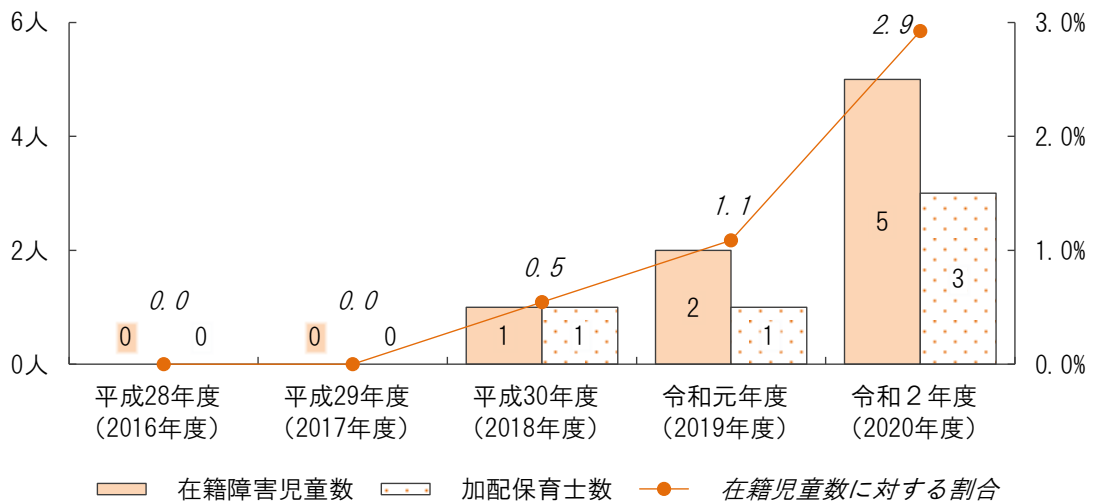
(1) 保育所における障がいのある子どもの推移

令和2年度の保育所における障がいのある子どもは5人で、加配保育士は3人、在籍児童数に対する割合は2.9%です。経年比較をみると、平成28年度～平成29年度は0人でしたが、平成30年度以降は増加傾向となっており、在籍児童数に対する割合も上昇傾向にあります。

＜保育所における特別支援学級の状況の推移＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がいのある在籍児童数（人）	0	0	1	2	5
加配保育士数（人）	0	0	1	1	3
在籍児童数に対する割合（％）	0.0	0.0	0.5	1.1	2.9

資料：福祉健康課（各年度4月1日現在）



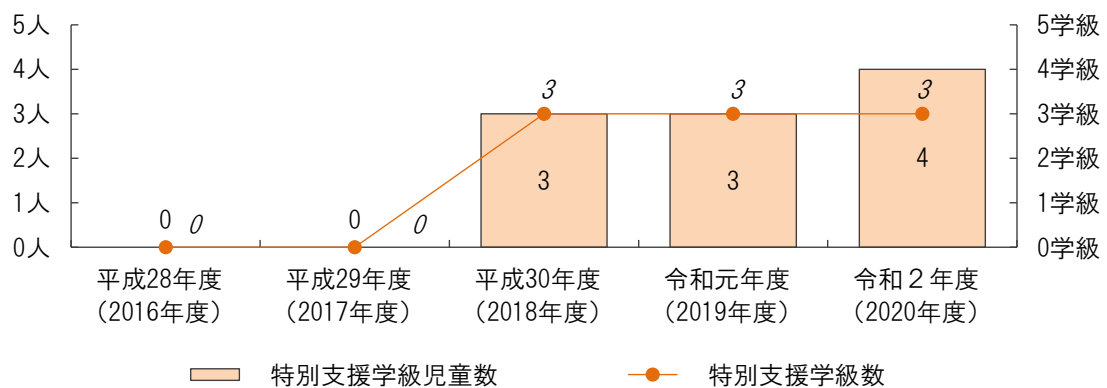
(2) 小学校・中学校における障がいのある子どもの推移

令和2年度の小学校における特別支援学級児童数は4人、特別支援学級数は3学級となっています。経年比較をみると、平成30年度に特別支援学級児童数・特別支援学級数ともに増え、その後は横ばいです。

＜小学校における特別支援学級の状況の推移＞

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
設置校数(校)	0	0	2	2	2
学級数(学級)	0	0	3	3	3
児童数(人)	0	0	3	3	4

資料：教育委員会（各年度4月1日現在）

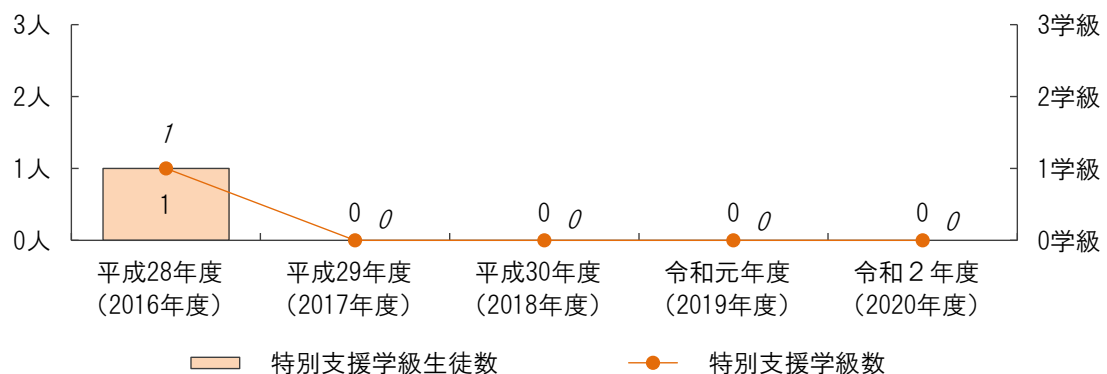


令和2年度の中学校における特別支援学級生徒数は0人、特別支援学級数は0学級となっています。経年比較をみると、平成28年度に特別支援学級生徒数は1人、特別支援学級数は1学級ありましたが、他の年度は0人・0学級で推移しています。

＜中学校における特別支援学級の状況の推移＞

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
設置校数(校)	1	0	0	0	0
学級数(学級)	1	0	0	0	0
生徒数(人)	1	0	0	0	0

資料：教育委員会（各年度4月1日現在）



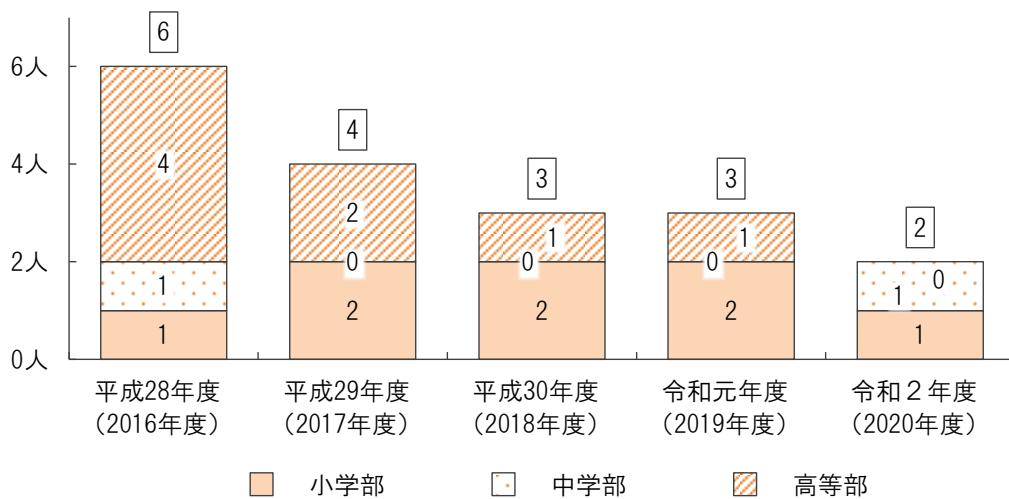
(3) 特別支援学校（県立ふじざくら）への通学状況

令和2年度の県立ふじざくら支援学校へ通学している子どもは2人で、内訳は小学部1人、中学部1人、高等部0人となっています。経年比較をみると、高等部が年々減少傾向にあり、それが合計数の減少につながっています。

<特別支援学校への通学状況>

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
県立 ふじざくら 支援学校	小学部（人）	1	2	2	2	1
	中学部（人）	1	0	0	0	1
	高等部（人）	4	2	1	1	0
	合計（人）	6	4	3	3	2

資料：教育委員会（各年度4月1日現在）



7 障がいのある人の雇用の状況

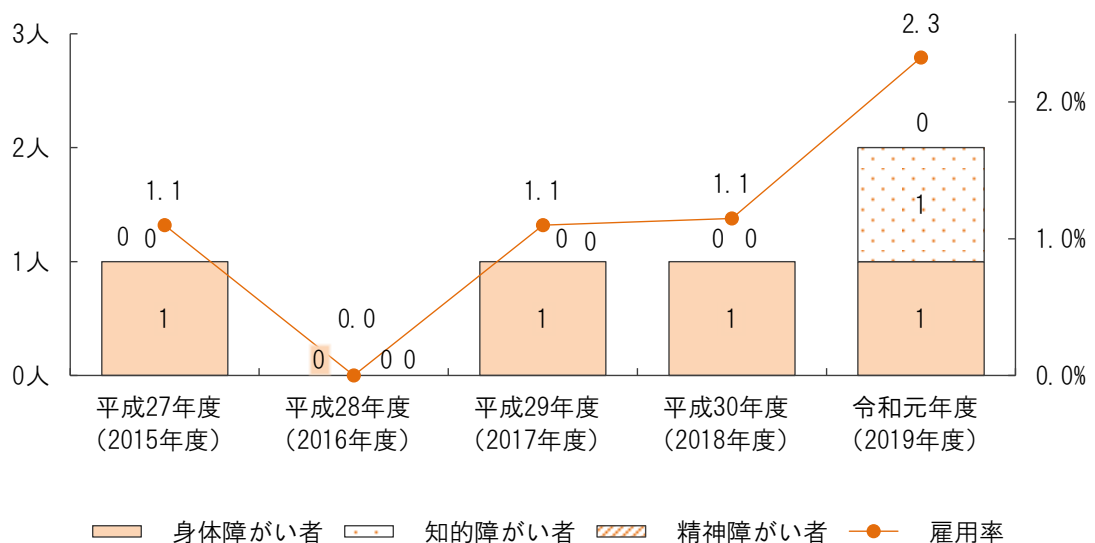
令和元年度の村職員としての障がいのある人の雇用は、身体障がいのある人が1人、知的障がいのある人が1人の合計2人で、雇用率は2.3%となっています。経年比較をみると、平成28年度のみ、障がいのある人の雇用人数は0人でしたが、それ以外の年度においては1人～2人で推移しています。

なお、地方公共団体等における障がいのある人の法定雇用率は、令和3年3月1日に、それまでの2.5%から2.6%に引き上げられます。

＜村職員の障がいのある人の雇用の状況＞

	算定基礎労働者数 (人)	障がい者雇用人数(人)			雇用率
		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	
平成27年度	90	1	0	0	1.1%
平成28年度	90	0	0	0	0.0%
平成29年度	91	1	0	0	1.1%
平成30年度	87	1	0	0	1.1%
令和元年度	86	1	1	0	2.3%

資料：総務課（各年度末現在）



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「障害者基本法」に基づき策定している「元気いっぱい ささえあい計画（山中湖村 障がい者計画）」との整合性を保つため、当該計画で掲げている次の基本理念を、本計画も継承します。

基本理念

一人ひとりの個性を尊重しながらささえあう
元気いっぱい 共生のむら 山中湖

また、国が提示した第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本指針では、新たに“障害福祉人材の確保”と“障害者の社会参加を支える取組”が追加され、以下の7項目が計画策定における基本的理念となっているため、これらの視点を持って、取り組んでいきます。

国の基本指針による基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 【新規】障害福祉人材の確保
- 7 【新規】障害者の社会参加を支える取組

2 障がい福祉サービス等の基盤整備に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の基盤整備にあたっては、国の基本方針を踏まえ、以下の基本的な視点に基づいて、令和5年度の目標値を設定し、その達成に向けた障がい福祉サービスの必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を行うこととします。

今回の基本指針の改定では、新たに“強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実”と“依存症対策の推進”が加わりましたが、本村の人口規模や村内の状況を鑑み、本計画における基盤整備に関する基本的な考えには適さないため、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の方針を踏襲することとします。

(1) 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

(2) 希望する障がいのある人などへの日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、療養介護及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

(4) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのために、サービスの支給決定前に利用計画の作成が必須ですが、富士北麓地域では、計画相談支援事業所が少なく、利用計画作成が困難な状況となっています。利用者が希望するサービスをスムーズに受けられるよう、事業所の確保に努めるとともに、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心に相談体制のさらなる充実を進めていきます。

(5) 障がいのある子どもへの支援体制の整備

障がいのある子ども及びその家族に、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

3 令和5年度の目標値

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労に向けた支援等を行っていく必要があります。国の基本指針に即し、第5期計画の進捗状況を踏まえ、令和5年度を目標年度として、以下に掲げる6項目について、それぞれ成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練等を利用することで、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定することとされています。

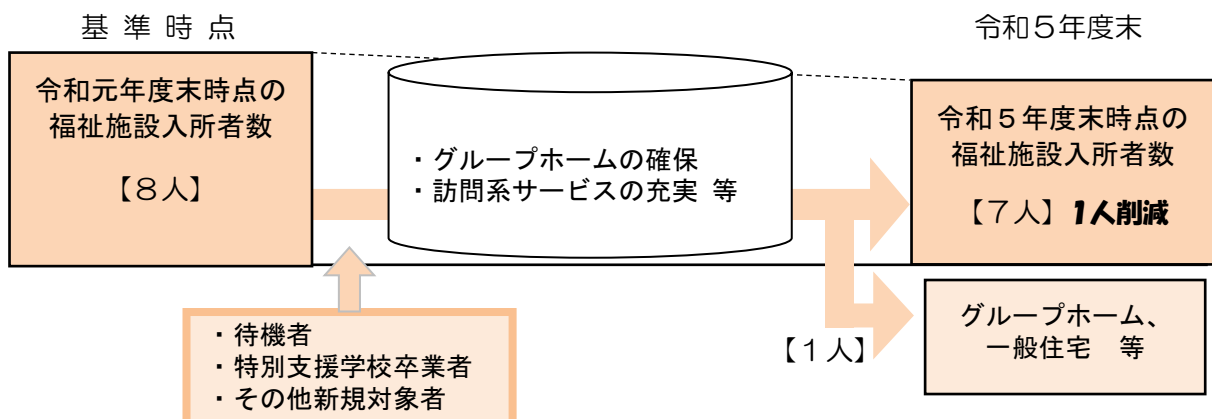
国の指針では、①“令和元年度末時点の入所者数の6%以上の地域生活への移行”と②“令和元年度末時点の入所者数の1.6%以上の削減”としています。本村においては、令和元年度末現在、福祉施設に入所している人は8人いますので、1人を地域生活への移行及び福祉施設の入所者数の削減目標とします。

■ 第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

- ①施設入所者の地域移行：令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- ②施設入所者数の削減：令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減

項目	第6期目標値	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	8人	令和元年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	7人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	1人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所から地域生活への移行見込み
	12.5%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	1人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
	12.5%	削減割合 (A-B/A)



(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、障がいのある人の高齢化・重度化等の対応や“親亡き後”を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障がいのある人の生活を地域社会でささえるサービス提供体制を構築していくことを目的として、①“令和5年度末までに、各市町村または各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも1か所整備する”ことを基本としています。

国の指針を踏まえて、地域生活移行のための相談、助言、就労支援等や、短期入所、ひとり暮らしの体験（自立生活体験室の整備など）、日中の見守り等の緊急時の受け入れ・対応等の機能を備えた地域生活支援拠点について、富士北麓圏域障害者自立支援協議会で検討し、令和5年度末までに富士北麓圏域で1か所整備することを目指しています。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

- ①地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	第6期 目標値	考え方
整備か所数	1か所	富士北麓圏域で設置
機能検証の実施回数	2回	年に1回以上の運用状況の検証・検討を実施

(3) 福祉施設利用から一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、①令和元年度の移行者実績の1.27倍以上を目指すことになっています。また、この移行者の目標値の達成のため、ア) 就労移行支援事業を通じた移行者数を1.30倍に、イ) 就労継続支援A型を通じた移行者数を1.26倍に、ウ) 就労継続支援B型を通じた移行者数を1.23倍にすることを旨とするものとされています。さらに、②就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用、③令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを旨とするものとされています。

本村における令和元年度の一般就労移行者の実績は1人です。国の指針に準ずると、目標値は2人となりますが、現状の就労移行支援事業等の利用状況を考慮すると、一般就労への移行は非常に厳しいと判断されるため、一般就労への移行の目標値を定めないこととします。そのため、その他の就労関連の目標値（上記のア）～ウ）及び②、③）も設定しないこととします。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

- ①福祉施設から一般就労への移行：令和元年度実績の1.27倍以上
 - うち ア) 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上
 - イ) 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上
 - ウ) 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上
- ②就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上が利用する
- ③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする

① 就労移行支援事業等^{*1}を通じて一般就労に移行する者

項目	第6期 目標値	考え方
令和元年度末時点の年間移行者数	1人	令和元年度の移行実績
【目標値】令和5年度末時点の年間移行者数	0人	令和元年度実績の1.27倍以上

^{*1} 就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

* 令和5年度末までの一般就労への移行者の目標値を設定しないため、それに付随する目標値も掲げないものとします。

(4) 障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備

第2期障がい児福祉計画における障がいのある子どもへの支援の提供体制に関しては、児童発達支援センターの設置など、下記に掲げる5項目について令和5年度における数値目標を設定することとなっていますが、本村の人口規模を考慮して、多くの項目においては、富士北麓圏域で対応することを基本とします。

また、国は、発達障がいのある人への支援関係の活動指標として、“ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数”、“ペアレントメンターの人数”、“ピアサポートの活動への参加人数”を求めています。本村においては、集団による支援プログラムはなく、個別で対応を行う方向であるため、これらの指標に関しては掲げないこととします。

■第2期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターの整備
⇒ 令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域対応可）
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
⇒ 令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（圏域対応可）
⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上確保
- ④重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保
⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上確保
- ⑤医療的ケア児のための協議の場の設置
⇒ 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置

①児童発達支援センターの整備

項目	第2期目標値	考え方
整備か所数	1か所	富士北麓圏域で設置

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第2期目標値	考え方
体制の構築	1か所	富士北麓圏域で設置

③重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保

項目	第2期目標値	考え方
事業所数	1か所	富士北麓圏域で設置

④重症心身障がいのある子どもを支援する放課後等デイサービスの確保

項目	第2期目標値	考え方
事業所数	1か所	富士北麓圏域で設置

⑤医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第2期 目標値	考え方
整備か所数	1か所	富士北麓圏域で設置
コーディネーター数	1人	

(5) 相談支援体制の充実・強化等 【新設】

相談支援体制の充実・強化等について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	第6期 目標値	考え方
基幹相談支援センター等の設置	1か所	富士北麓圏域で設置

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 【新設】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

■第6期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

○令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	第6期 目標値	考え方
研修参加を促す取り組み	1人	富士北麓圏域で設置
審査エラー内容分析結果を活用した取り組み	1回	山中湖村単独で構築

4 障がい福祉サービス等の体系

【障害者総合支援法に基づくサービスの体系】

訪問系サービス	① 居宅介護(ホームヘルプ)
	② 重度訪問介護
	③ 同行援護
	④ 行動援護
	⑤ 重度障害者等包括支援

相談支援	① 計画相談支援
	② 地域移行支援
	③ 地域定着支援

日中活動系サービス	① 生活介護
	② 自立訓練(機能訓練)
	③ 自立訓練(生活訓練)
	④ 就労移行支援
	⑤ 就労継続支援(A型)
	⑥ 就労継続支援(B型)
	⑦ 就労定着支援
	⑧ 療養介護
	⑨ 短期入所(福祉型・医療型)

地域生活支援事業 必須事業	① 理解促進研修・啓発事業
	② 自発的活動支援事業
	③ 障害者相談支援事業
	④ 成年後見制度
	⑤ 意思疎通支援事業
	⑥ 日常生活用具給付等事業
	⑦ 手話奉仕員養成研修事業
	⑧ 移動支援事業
	⑨ 地域活動支援センター事業

居住系サービス	① 自立生活援助
	② 共同生活援助(グループホーム)
	③ 施設入所支援

【児童福祉法に基づくサービスの体系】

障害児通所支援	① 児童発達支援
	② 医療型児童発達支援
	③ 放課後等デイサービス
	④ 保育所等訪問支援
	⑤ 居宅訪問型児童発達支援
	⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

障害児相談支援	① 障害児相談支援
---------	-----------

第4章 サービスの見込み量と確保の方策

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

見込み量の考え方：平成29年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続する想定で見込んでいます。ただし、「居宅介護」については、平成29年度から令和元年度の実績の増減率ではマイナス値になるため、令和元年度の実績の継続で見込んでいます。「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」は3か年とも実績がないため、第6期計画期間においても0人と見込んでいます。また、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

●サービス内容●

① 居宅介護

ホームヘルパーが障がいのある人などの居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障がいのある人もしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に、外出の同行、外出時に必要となる排せつ・食事等の援助、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人（障がいのある子ども含む）で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護、その他、行動する際に必要な援助を行います。

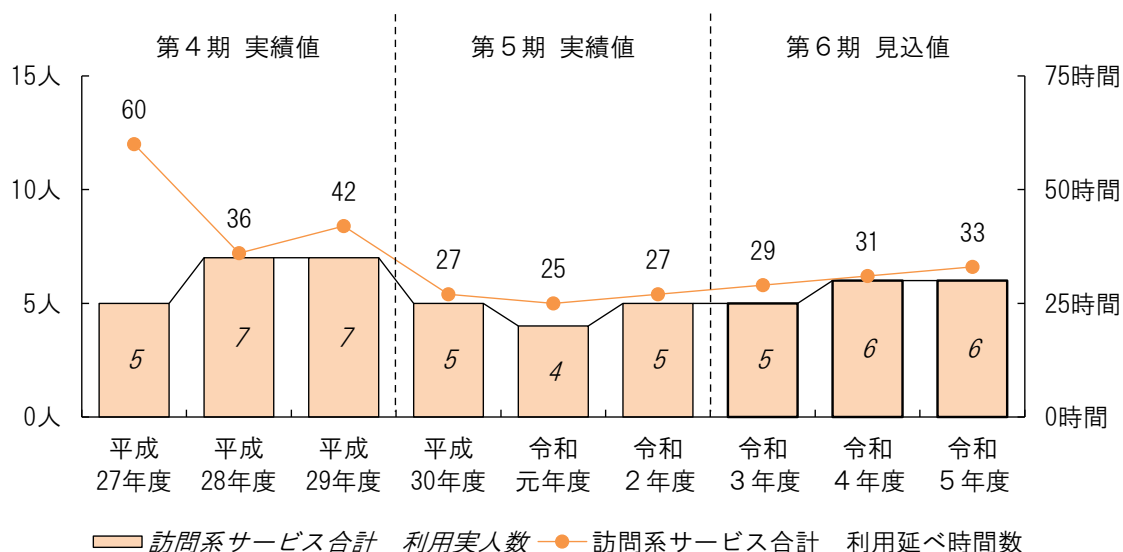
⑤ 重度障害者等包括支援

障がい程度が重く意思の疎通に著しい困難をともなう常時介護の必要性が著しく高い人並びに知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第5期【実績】			第6期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	見込値	53	53	37	29	31	33
		実績値	27	25	27			
		実施率	50.9%	47.2%	73.0%			
	実人員	見込値	8	8	6	5	6	6
		実績値	5	4	5			
		実施率	62.5%	50.0%	83.3%			



●訪問系サービスにおける必要な見込み量確保のための方策●

- (1) ホームページや広報紙、障害児者福祉のしおり等により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、ニーズの多い時間帯等にも対応できるよう、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) ホームページや広報紙等で、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」の周知を図るとともに、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。
- (3) より質の高いサービスが提供できるよう、県等で実施されるホームヘルパーに対する講座・講習等の情報提供を行います。
- (4) 就業していないホームヘルパーの資格等をもつ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- (5) 困難事例への対応等を支援するため、富士北麓圏域障害者自立支援協議会の専門部会等を活用し、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。

(2) 日中活動系サービス

見込み量の考え方：平成29年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続する想定で見込んでいます。ただし、「生活介護」については、平成29年度から平成30年度の増減率では人数が減ってしまうため、平成30年度と令和元年度の増減率で見込んでいます。3か年とも実績がないサービスは第6期計画期間においても0人と見込んでいます。また、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

① 生活介護

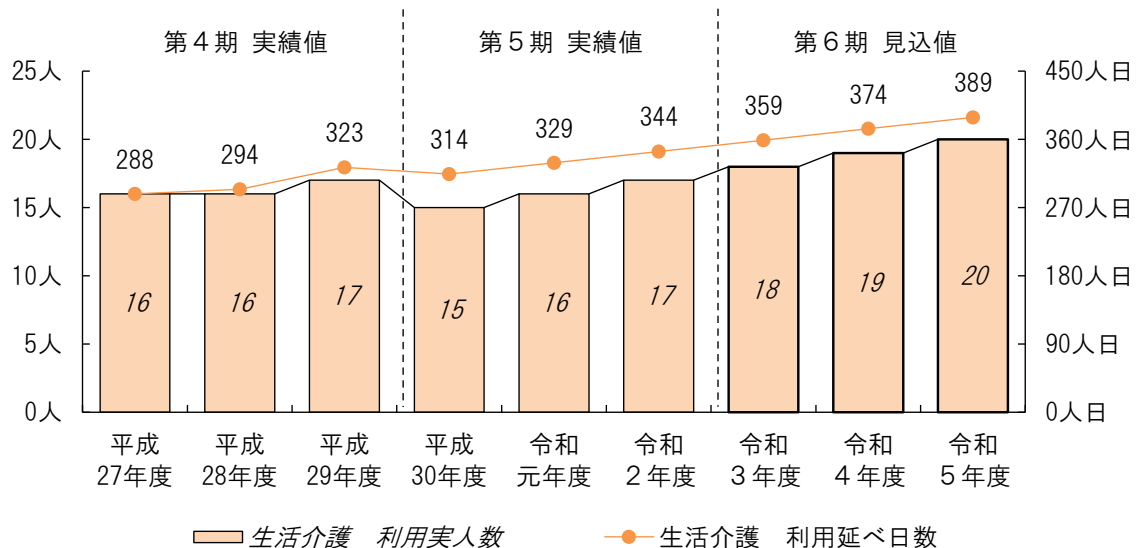
●サービス内容●

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人に、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第5期【実績】			第6期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
生活介護	人日分	見込値	323	323	381	359	374	389
		実績値	314	329	344			
		実施率	97.2%	101.9%	90.3%			
	実人員	見込値	17	17	19	18	19	20
		実績値	15	16	17			
		実施率	88.2%	94.1%	89.5%			



② 自立訓練（機能訓練）

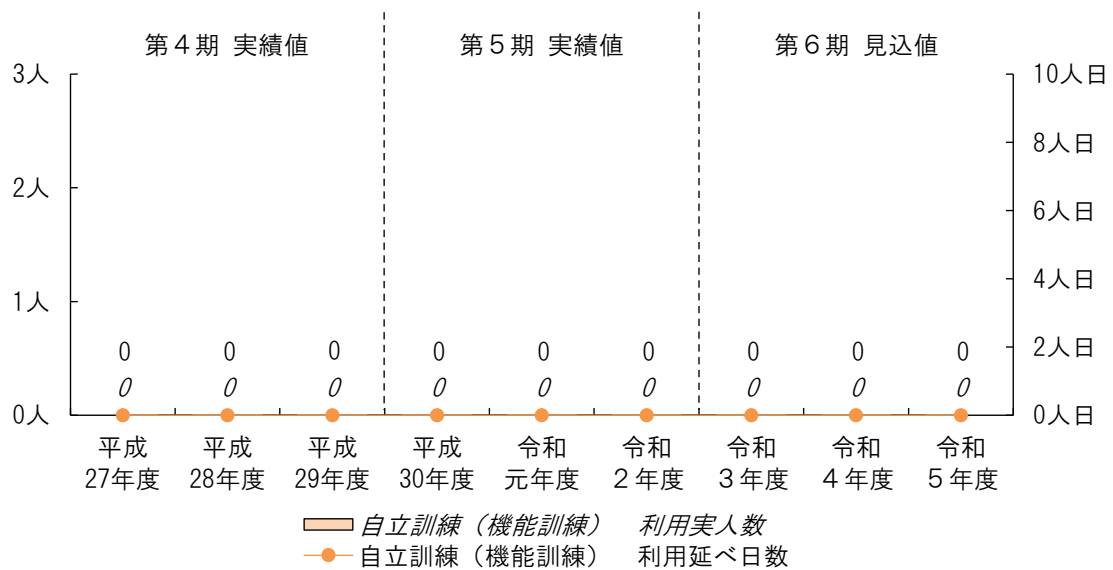
●サービス内容●

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人に、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

			第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 (機能訓練)	人日分	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			
	実人員	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			



③ 自立訓練（生活訓練）

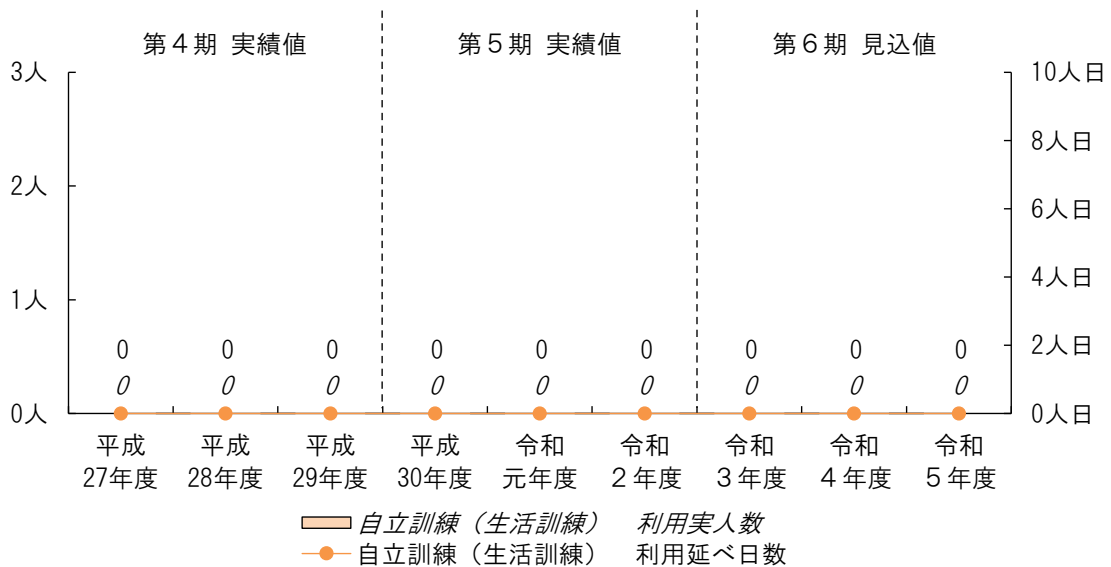
●サービス内容●

病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人に、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

			第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			
	実人員	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			



④ 就労移行支援

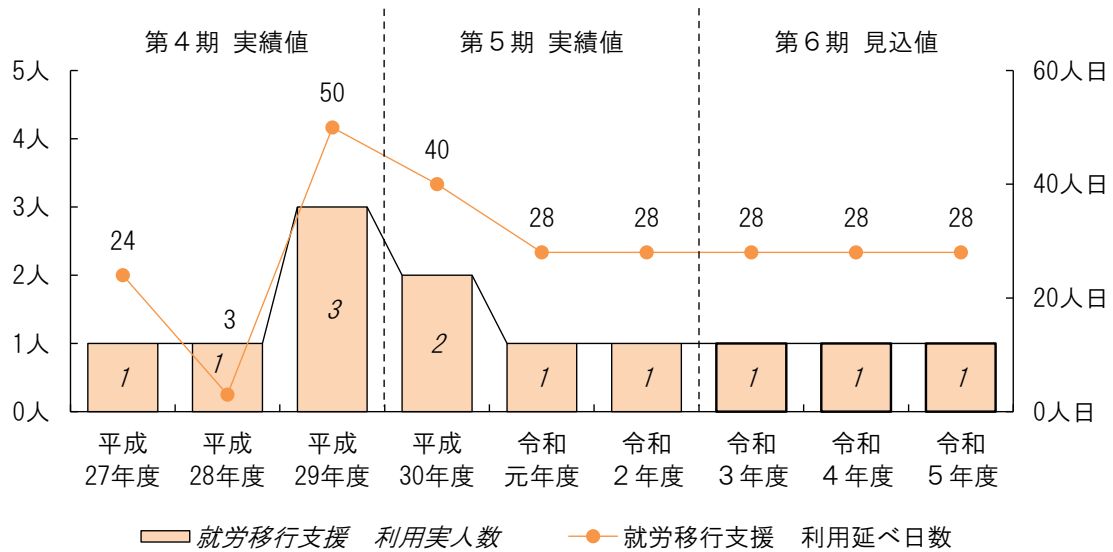
●サービス内容●

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

就労移行支援	人日分	第5期【実績】			第6期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		見込値	50	23	23	28	28	28
実績値	40	28	28					
実施率	80.0%	121.7%	121.7%					
実人員	見込値	3	1	1	1	1	1	
		実績値	2	1	1			
		実施率	66.7%	100.0%	100.0%			



⑤ 就労継続支援（A型）

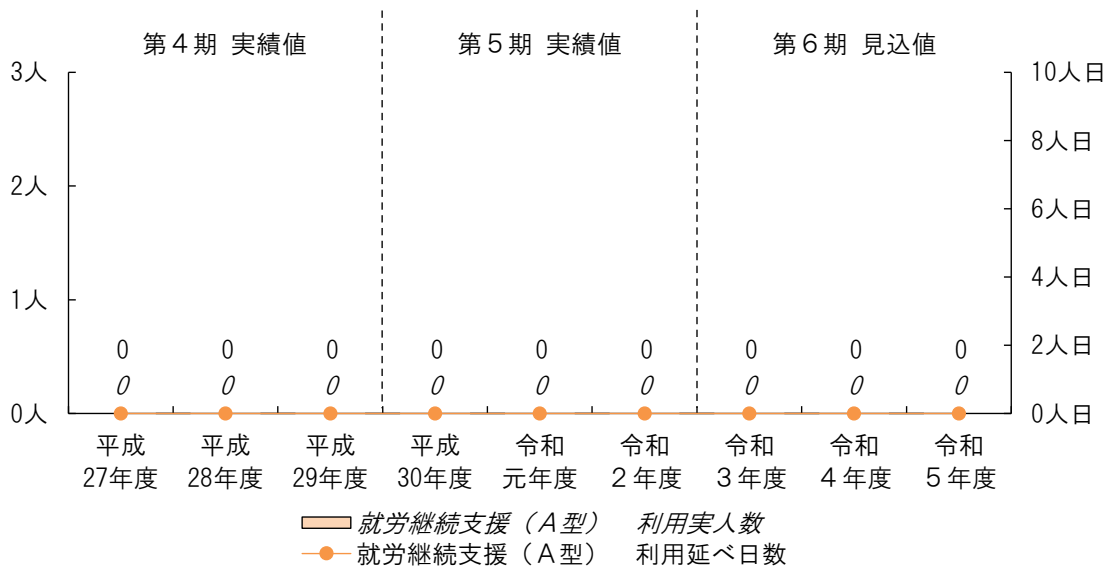
●サービス内容●

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

			第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援 (A型)	人日分	見込値	0	0	23	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	0.0%			
	実人員	見込値	0	0	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	0.0%			



⑥ 就労継続支援（B型）

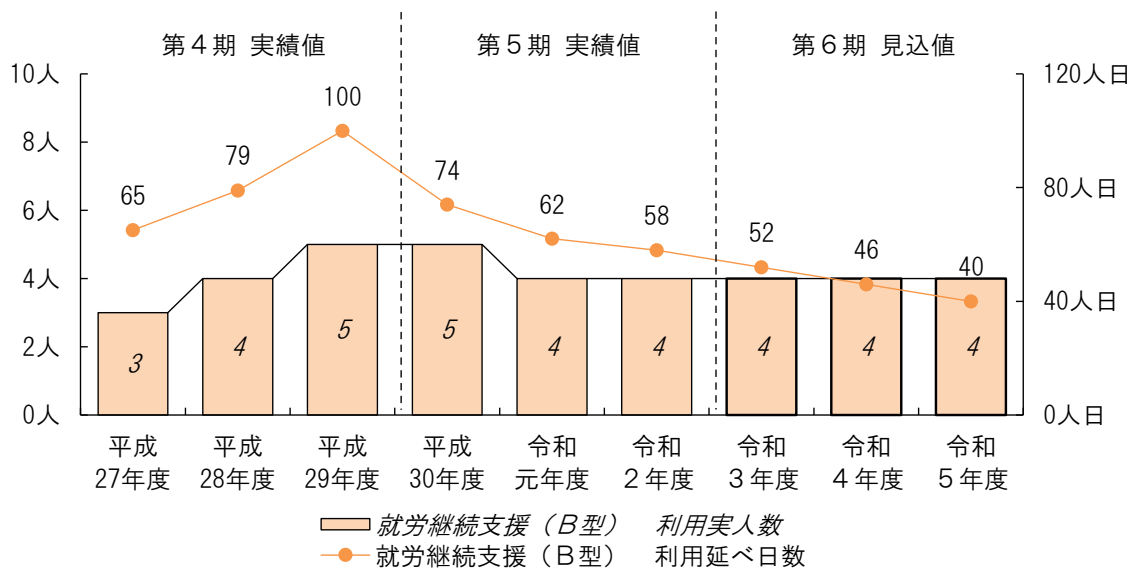
●サービス内容●

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第5期【実績】			第6期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
就労継続支援 (B型)	人日分	見込値	100	100	100	52	46	40
		実績値	74	62	58			
		実施率	74.0%	62.0%	58.0%			
	実人員	見込値	5	5	5	4	4	4
		実績値	5	4	4			
		実施率	100.0%	80.0%	80.0%			



⑦ 就労定着支援

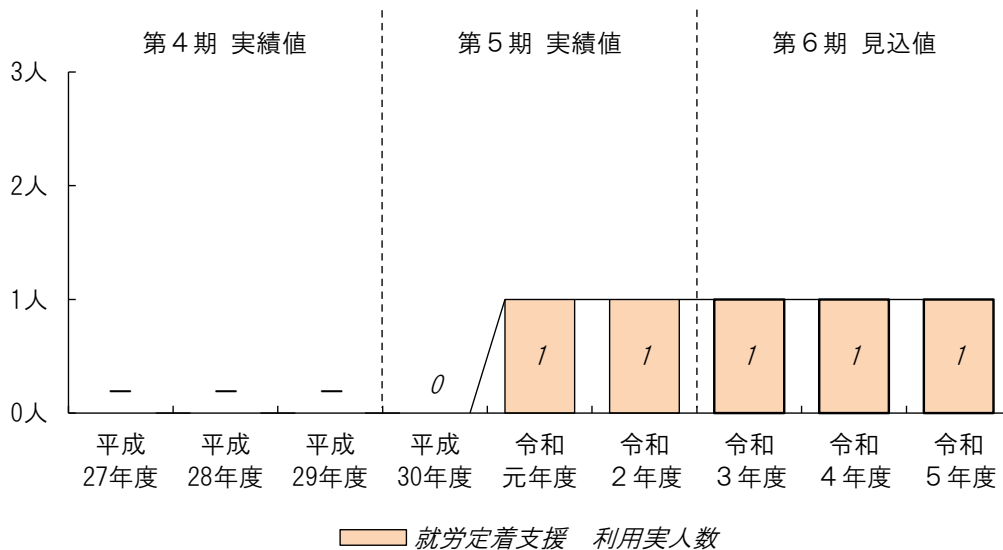
●サービス内容●

第5期計画において、新たに創設された就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労にともなう生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

就労定着支援	実人員	見込値	第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			0	2	2	1	1	1
		実績値	0	1	1			
		実施率	—	50.0%	50.0%			



⑧ 療養介護

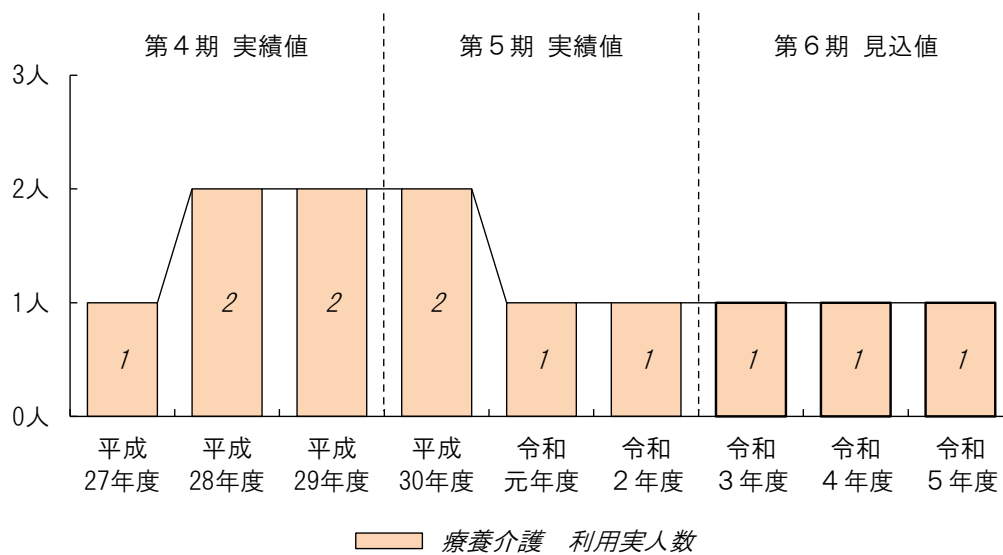
●サービス内容●

医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、主として昼間に病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

療養介護	実人員	見込値	第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			2	2	2	1	1	1
		実績値	2	1	1			
		実施率	100.0%	50.0%	50.0%			



⑨ 短期入所（ショートステイ）

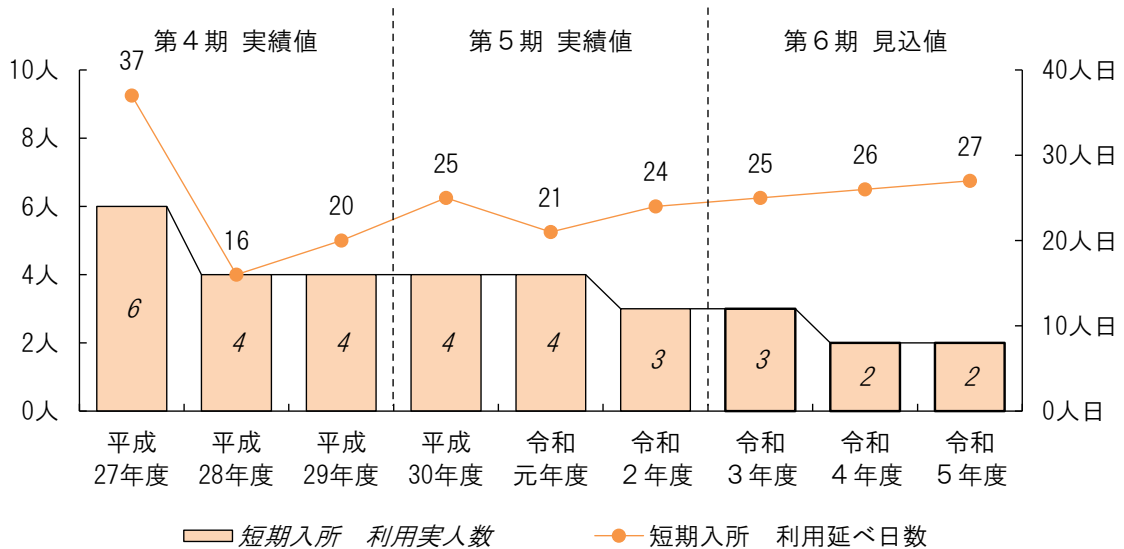
●サービス内容●

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。障害者支援施設において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第5期【実績】			第6期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
短期入所 (ショートステイ)	人日分	見込値	30	30	25	25	26	27
			うち 福祉型			25	26	27
		うち 医療型			0	0	0	
		実績値	25	21	24			
	実施率	83.3%	70.0%	96.0%				
	実人員	見込値	6	6	5	3	2	2
			うち 福祉型			3	2	2
		うち 医療型			0	0	0	
実績値		4	4	3				
		実施率	66.7%	66.7%	60.0%			



●日中活動系サービスにおける必要な見込み量確保のための方策●

- (1) ホームページや広報紙、障害児者福祉のしおり等により障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 精神障がいのある人の地域移行や就労移行を、地域の課題として捉え、山梨県との連携のもと、富士・東部圏域での退院促進事業を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を設けていきます。
- (3) 利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるように努めます。
- (4) 困難事例への対応等を支援するため、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を活用し、事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。
- (5) サービス提供事業者を受給者証の確認の指導を行うとともに、利用期限前に案内を送付するなど、途切れることなく他のサービスによる支援ができるような体制の構築に努めます。
- (6) 県、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、富士北麓圏域障害者自立支援協議会を中心としたネットワークの構築に努めます。
- (7) 虐待防止のための緊急避難や介護者の高齢化による緊急保護を必要とする場合などに備え、地域生活支援拠点等整備事業として、緊急時に利用できる施設の事業者と連携を図ります。
- (8) 富士北麓圏域の市町村と連携し、医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

(3) 居住系サービス

見込み量の考え方：平成29年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続する想定で見込んでいます。3か年とも実績がないサービスは第6期計画期間においても0人と見込んでいます。また、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

① 自立生活援助

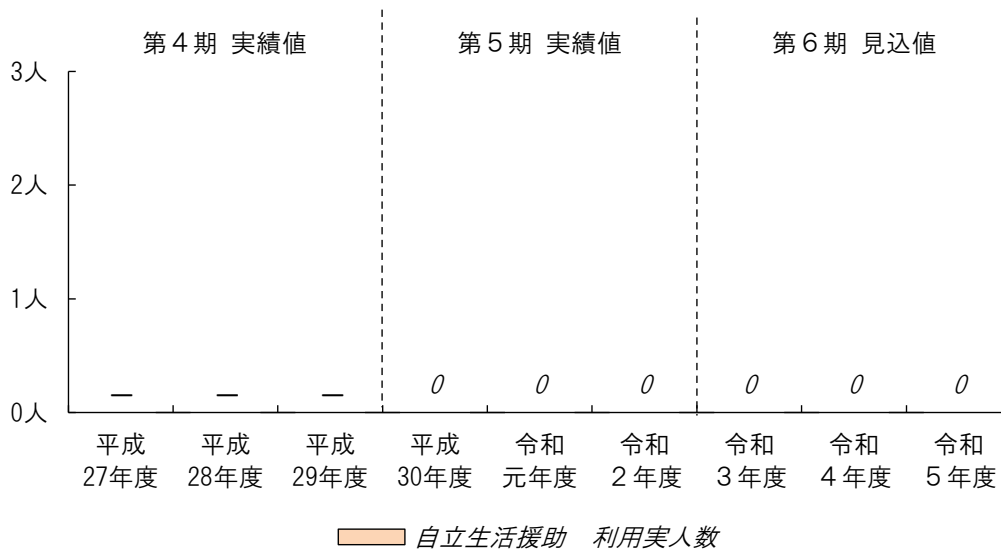
●サービス内容●

第5期計画において、新たに創設された地域生活を支援するサービスで、施設入所やグループホーム等を利用して障がいのある人で、ひとり暮らしへ移行した人に、定期的に居宅を訪問し日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第5期【実績】			第6期【見込み】		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	見込値	0	0	1	0	0	0
	実績値	0	0	0			
	実施率	—	—	0.0%			



② 共同生活援助（グループホーム）

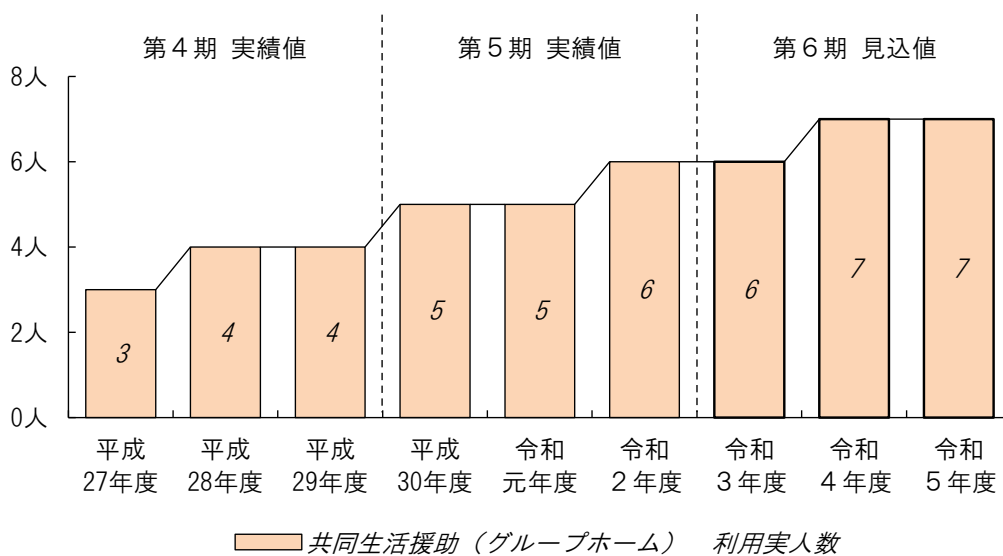
●サービス内容●

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

共同生活援助 (グループホーム)	実人員	見込値	第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			4	4	5	6	7	7
		実績値	5	5	6			
		実施率	125.0%	125.0%	120.0%			



③ 施設入所支援

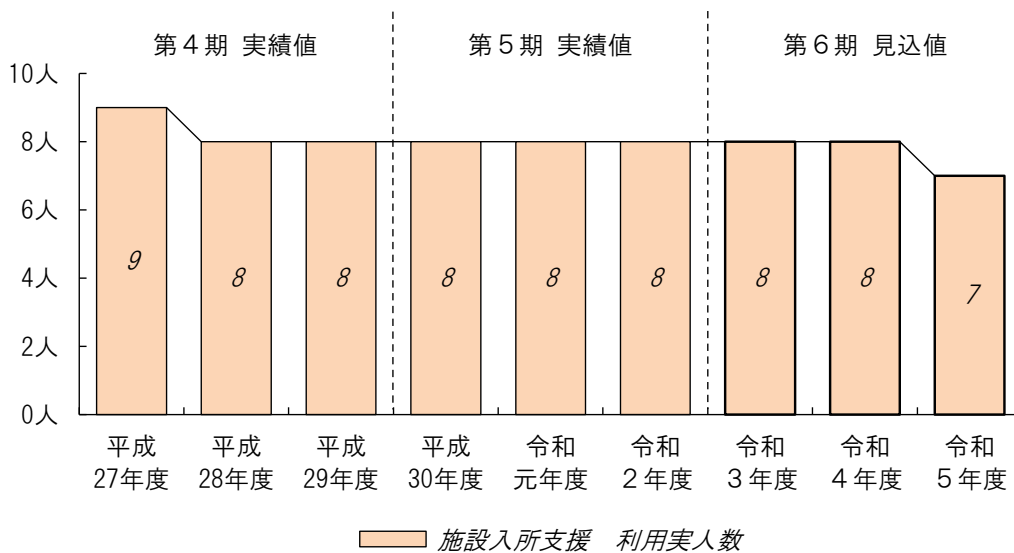
●サービス内容●

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

施設入所支援	実人員	見込値	第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			8	8	10	8	8	7
		実績値	8	8	8			
		実施率	100.0%	100.0%	80.0%			



●居住系サービスにおける必要な見込み量確保のための方策●

- (1) 居住系サービスの施設整備は、本村単独では非常に困難であるため、県及び圏域の市町村と協議しながら推進・調整していきます。
- (2) 入所者の決定には、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを優先していきます。
- (3) 障がいのある人への虐待防止、差別解消に関して、圏域内の市町村や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

(4) 相談支援

見込み量の考え方：平成29年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続する想定で見込んでいます。3か年とも実績がないサービスは第6期計画期間においても0人と見込んでいます。また、他圏域での見込み量は、大きな増減はないと想定し、令和元年度の実績を各年度の見込値としています。

●サービス内容●

① 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人及び精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

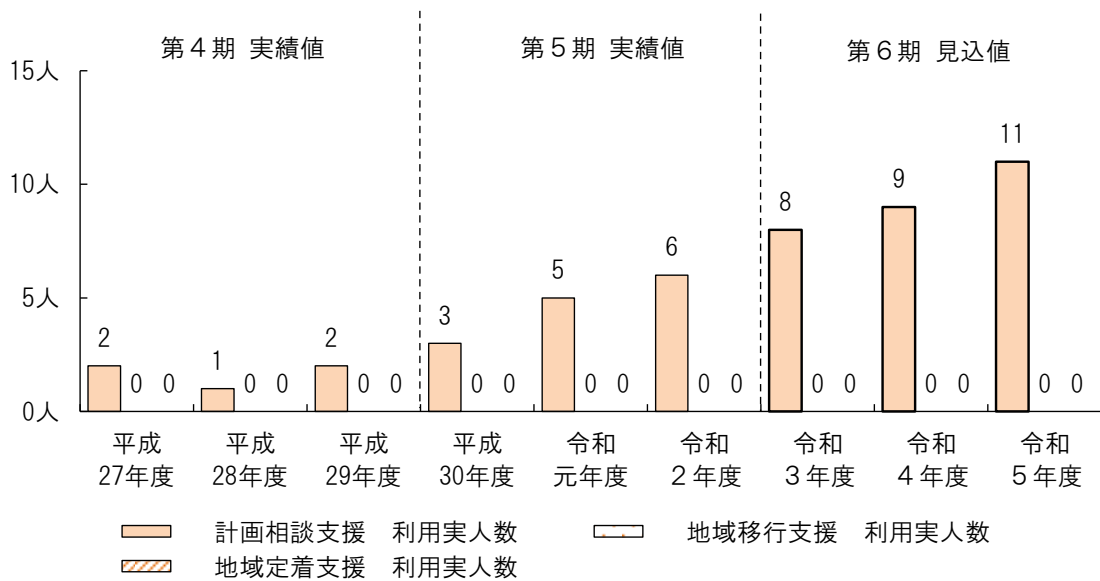
③ 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人等に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第5期【実績】			第6期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
計画相談支援	実人員	見込値	3	3	3	8	9	11
		実績値	3	5	6			
		実施率	100.0%	166.7%	200.0%			
地域移行支援	実人員	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			
地域定着支援	実人員	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			



●相談支援（サービス利用計画作成）における必要な見込み量確保のための方策●

- (1) サービス等利用計画の作成対象者拡大に今後も対応していくため、近隣市町村に所在する相談実績がある事業所を含め、継続的な指定特定相談支援事業者の確保に努めます。
- (2) 入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。
- (3) 障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識と、障がい種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。

2 地域生活支援事業

【地域生活支援事業の概要】

<目的>

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的・効果的に実施することを目的としています。

<事業内容>

地域生活支援事業には、実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業があります。第6期計画期間においても、第5期までと同様、必須事業のみ実施していきます。任意事業については、今後のニーズの変化を見守りつつ、必要になった場合は、その事業の実施について改めて検討します。

<費用負担>

地域生活支援事業に係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で利用料（利用者の負担）を求めることができます。

地域生活支援事業の必須事業は、以下のとおりです。

（市町村の規模を考慮して、本村では実施しない事業も含まれています。）

①理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業
②自発的活動支援事業	自発的活動支援事業
③障害者相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業
④成年後見制度	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業
⑤意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
⑥日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業
⑦手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業
⑧移動支援事業	移動支援事業
⑨地域活動支援センター事業	基礎的事業 機能強化事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

●サービス内容●

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

●各年度の実績と見込み●

		第5期【実績】			第6期【見込み】		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 村の広報紙やホームページを活用し、障がいのある人に対する理解を深めるための地域住民への啓発等に努めます。
- (2) 障がいのある人と身近に触れ合う機会や、障がいや疾患の研修会を通して理解と啓発を推進します。

② 自発的活動支援事業

●サービス内容●

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

●各年度の実績と見込み●

		第5期【実績】			第6期【見込み】		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 障がいのある人、家族、ボランティア団体等の活動を支援します。
- (2) 村の広報紙やホームページを活用し、本事業の周知・啓発に努めます。

③ 障害者相談支援事業

●サービス内容●

◆ 障害者相談支援事業

障がいのある人、障がいのある人の保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援など、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。また、障害者相談支援事業を効果的に実施するため、富士北麓圏域障害者自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議など、地域の関係機関によるネットワーク構築を行います。

◆ 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。

◆ 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

●各年度の実績と見込み●

		第5期【実績】			第6期【見込み】		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害者相談支援事業	箇所数	見込値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1		
		実施率	100.0%	100.0%	100.0%		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 中立・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、富士北麓圏域障害者自立支援協議会の充実を図ります。
- (2) 障がいのある人に対する虐待防止や差別解消に向けて制度周知の充実を図るとともに、相談時に迅速に対応できる体制づくりや関係機関との連絡体制を整備します。
- (3) 身体障害者相談員、知的障害者相談員の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化して、地域の相談支援体制の構築に努めます。
- (4) 障がいのある人に対する理解のための研修等に、地域の身近な相談員として期待される民生委員の参加を促進します。

④ 成年後見制度【成年後見制度利用促進計画】

●サービス内容●

◆ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

◆ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

●各年度の実績と見込み●

		第5期【実績】			第6期【見込み】		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 村のホームページや福祉健康課の窓口等において、成年後見制度に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。
- (2) 村長申し立てに要する経費及び後見人の報酬を助成し、障がいのある人の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図ります。
- (3) 成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、県からの助言を受けながら、広域での実施も含め、今後検討していきます。

⑤ 意思疎通支援事業

●サービス内容●

◆ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

◆ 手話通訳者設置事業

聴覚障がいのある人及び音声又は言語機能障がいのある人の家庭生活及び社会生活における意思疎通を円滑にし、その福祉の増進を図るため、手話通訳者を設置します。

●各年度の実績と見込み●

(年当たり)

			第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人員	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			
手話通訳者設置事業	設置見込者数	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し、円滑な事業の実施に努めていきます。
- (2) 手話通訳者等を必要とする聴覚障がいのある人等の把握に努め、障害者手帳を交付する際に、サービスの内容等を丁寧に説明し、利用促進を図ります。
- (3) ニーズに対応できる体制の確保のため、社会福祉法人等と連携して事業の促進に努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

●サービス内容●

障がい種類、障がい程度に応じた日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架など）

自立生活支援用具：入浴・移動等の自立生活を支援する用具

（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）

在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具（透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器など）

情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具

（点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭など）

排せつ管理支援用具：排せつ管理を支援する用具（ストーマ装具、紙おむつ、収尿器）

住宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

●各年度の実績と見込み●

（年当たり）

		第5期【実績】			第6期【見込み】		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		見込値	12	12	12	15	15
日常生活用具給付等事業	合計（利用件数）	実績値	15	15	15		
		実施率	125.0%	125.0%	125.0%		
		①介護・訓練支援	2	0	0	0	0
	②自立生活支援	1	1	1	1	1	1
	③在宅療養等支援	0	0	0	0	0	0
	④情報・意思疎通支援	3	4	4	4	4	4
	⑤排せつ管理支援	8	9	9	9	9	9
	⑥住宅生活動作補助（住宅改修費）	1	1	1	1	1	1

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- （1）サービスを必要としている重度の障がいのある人に、適切な用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対しても情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- （2）用具の性能向上や、他市町村の状況を踏まえながら、必要に応じ対象用具などの見直しを実施していきます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

●サービス内容●

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

●各年度の実績と見込み●

（年当たり）

			第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員 養成研修事業	研修回数	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

（1）現在、要望はありませんが、今後のニーズにより研修開催に向けて検討します。

⑧ 移動支援事業

●サービス内容●

屋外の移動が困難な障がいのある人等に外出等の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

●各年度の実績と見込み●

（年当たり）

			第5期【実績】			第6期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業	実人員	見込値	0	0	0	1	1	1
		実績値	0	1	1			
		実施率	—	—	—			
	延利用時間	見込値	0	0	0	19.5	19.5	19.5
		実績値	0	19.5	19.5			
		実施率	—	—	—			

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- （1）障がいのある人の社会参加の促進や余暇活動を充実させるため、移動支援事業の周知に努めます。
- （2）移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

⑨ 地域活動支援センター事業

●サービス内容●

通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスなど、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

基礎的事業：利用者に対し創作活動、生産活動の機会についての情報提供を行う事業

機能強化事業：【Ⅰ型】相談支援事業を実施しているか委託を受けている事業者が、精神保健福祉士等の専門職員を配置して、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成及び障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行う事業

【Ⅱ型】地域において、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う事業

【Ⅲ型】通所による小規模な作業所の運営と日常生活及び就労の支援を行う事業

●各年度の実績と見込み●

(年当たり)

		第5期【実績】			第6期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	見込値	圏域 3	圏域 3	圏域 3	圏域 1	圏域 1	圏域 1
		実績値	圏域 1	圏域 1	圏域 1			
		実施率	33.3%	33.3%	33.3%			
	実人員	見込値	圏域 5	圏域 5	圏域 5	圏域 2	圏域 2	圏域 2
		実績値	圏域 3	圏域 2	圏域 2			
		実施率	60.0%	40.0%	40.0%			

●必要なサービス見込み量確保のための方策●

(1) 障がい特性に合わせた活動を提供し、地域生活を送っている障がいのある人がより多く地域活動支援センターに通うことができるように努めます。

3 障害児支援

見込み量の考え方：平成29年度から令和元年度の実績の増減率を算出し、その増減率が令和5年度まで継続する想定で見込んでいます。ただし、「放課後等デイサービス」については、今後のニーズが見込まれるため、毎年度、1名ずつの増加で見込んでいます。また、3か年とも実績がないサービスは第2期計画期間においても0人と見込んでいます。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

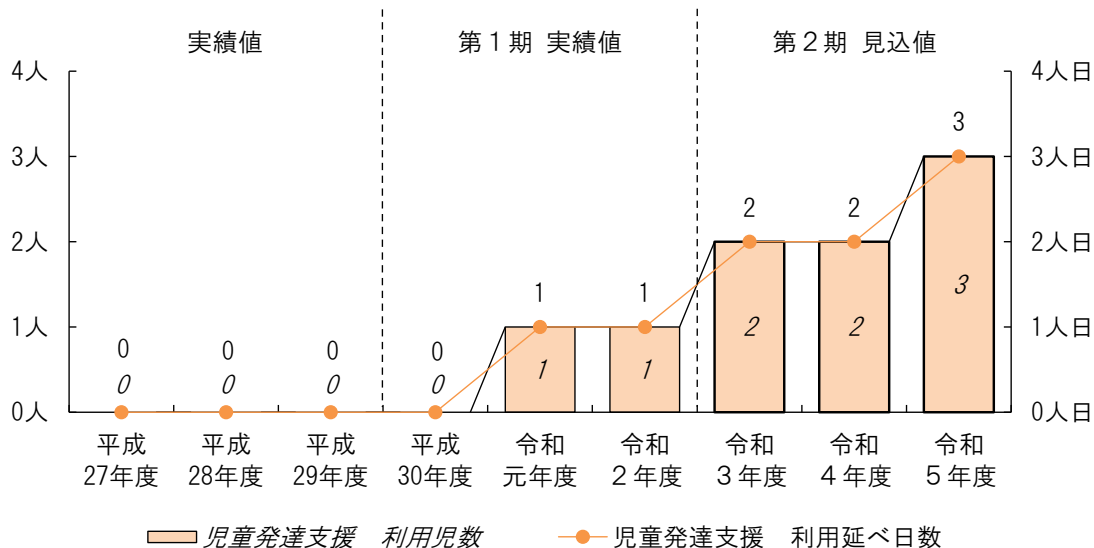
●サービス内容●

集団療育又は個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第1期【実績】			第2期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
児童発達支援	人日分	見込値	0	0	23	2	2	3
		実績値	0	1	1			
		実施率	—	—	4.3%			
	利用児数	見込値	0	0	1	2	2	3
		実績値	0	1	1			
		実施率	—	—	100.0%			



●必要なサービス見込み量確保のための方策●

(1) 第1期の実績は1人と少ないですが、今後、療育ニーズが高まった際は、富士北麓圏域の近隣市町村と連携して、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介等を実施していきます。

② 医療型児童発達支援

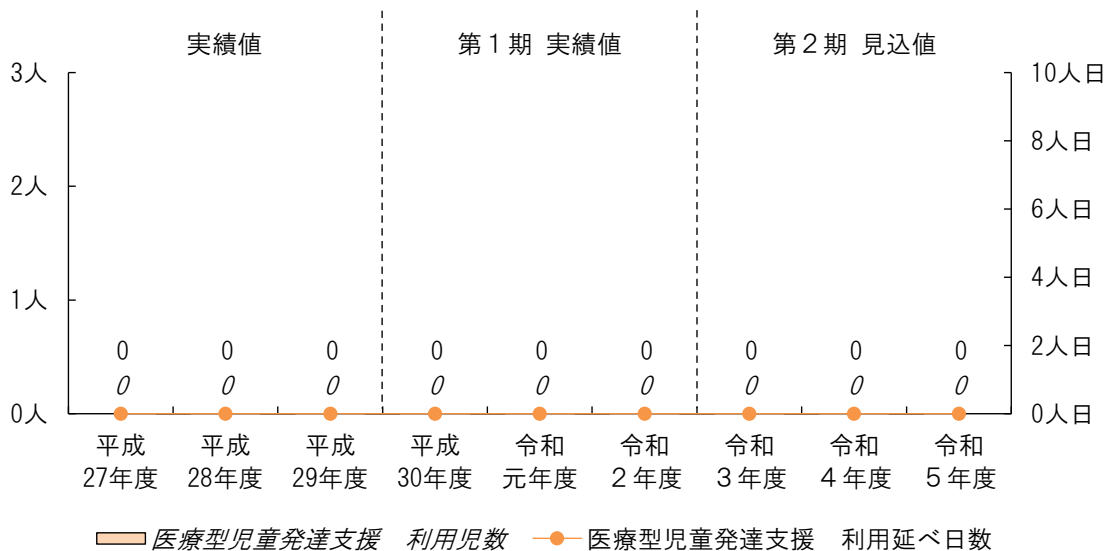
●サービス内容●

理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

医療型児童発達支援	人日分	見込値 実績値 実施率	第1期【実績】			第2期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	利用児数	見込値 実績値 実施率	0	0	0	0	0	0
			0	0	0			
			—	—	—			



●必要なサービス見込み量確保のための方策●

(1) 現在、村内や近隣市町村には該当施設がありませんが、引き続き県との連携の上、重症心身障がいのある子どもの受け入れを広域で対応していきます。

③ 放課後等デイサービス

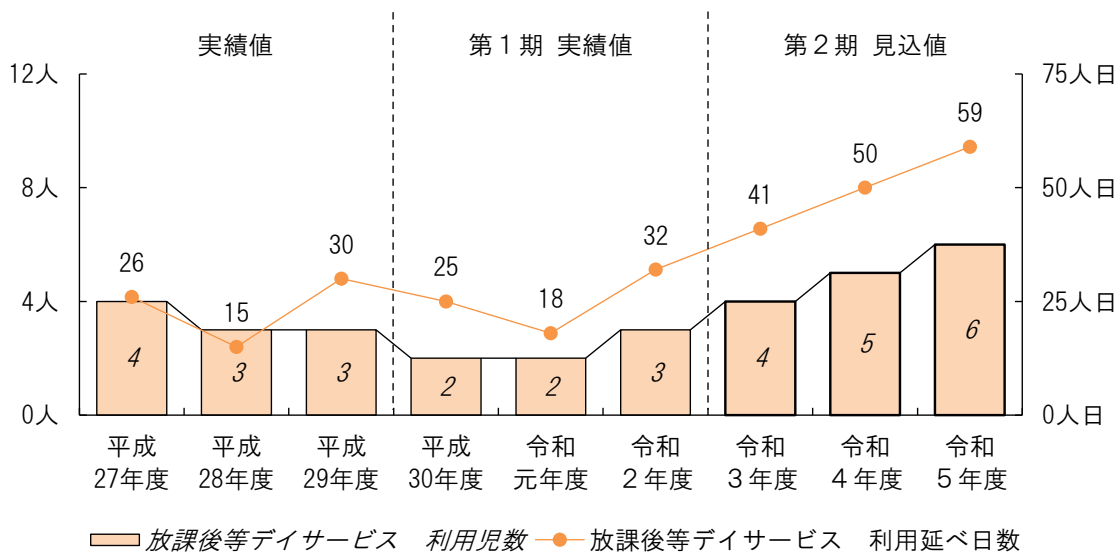
●サービス内容●

学校就学中の発達に課題のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第1期【実績】			第2期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
放課後等 デイサービス	人日分	見込値	30	30	28	41	50	59
		実績値	25	18	32			
		実施率	83.3%	60.0%	114.3%			
	利用児数	見込値	3	3	2	4	5	6
		実績値	2	2	3			
		実施率	66.7%	66.7%	150.0%			



●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 希望する子どもに、ニーズに合った適切なサービスが提供できるよう、事業者との連携強化に努めます。

④ 保育所等訪問支援

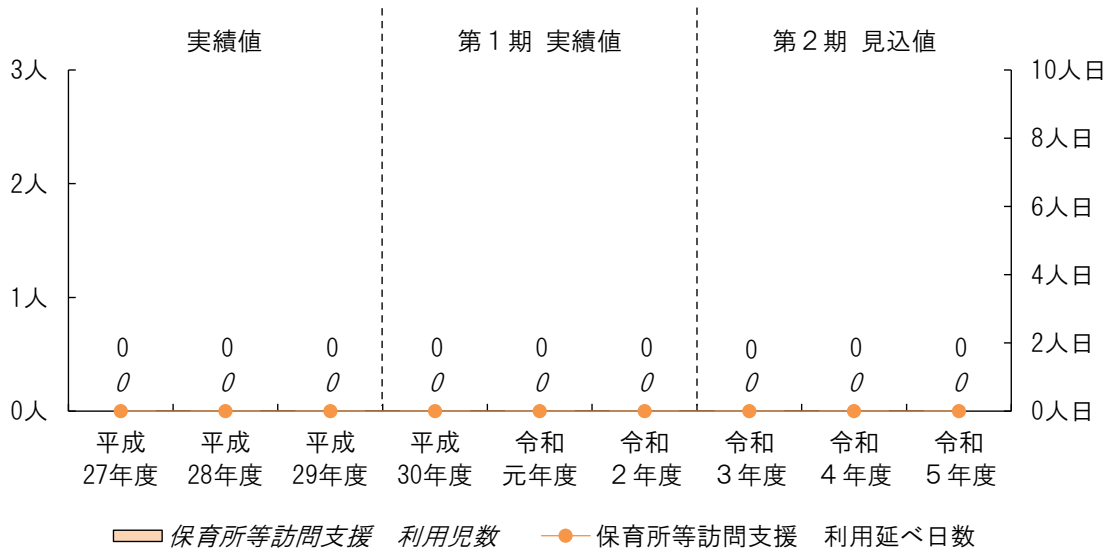
●サービス内容●

発達に課題のある子どもが通う保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第1期【実績】			第2期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
保育所等訪問支援	人日分	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			
	利用児数	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	—			



●必要なサービス見込み量確保のための方策●

(1) 実績及び現時点での見込みはありませんが、発達に課題のある子どもが保育所に適応できるよう、事業者との連携強化に努めます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

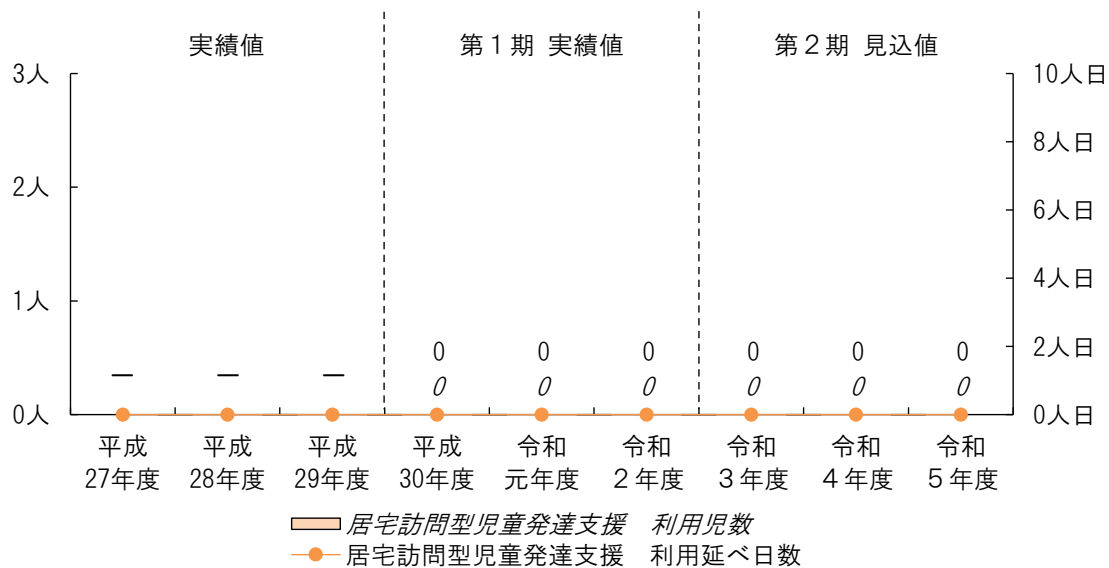
●サービス内容●

第1期障がい児福祉計画において、新たに創設された居宅訪問により子どもの発達支援を提供するサービスで、重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

		第1期【実績】			第2期【見込み】			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	見込値	0	0	5	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	0.0%			
	利用児数	見込値	0	0	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		実施率	—	—	0.0%			



●必要なサービス見込み量確保のための方策●

(1) 希望する子どもに、ニーズに合った利用ができるよう、事業者との連携強化に努めます。

⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

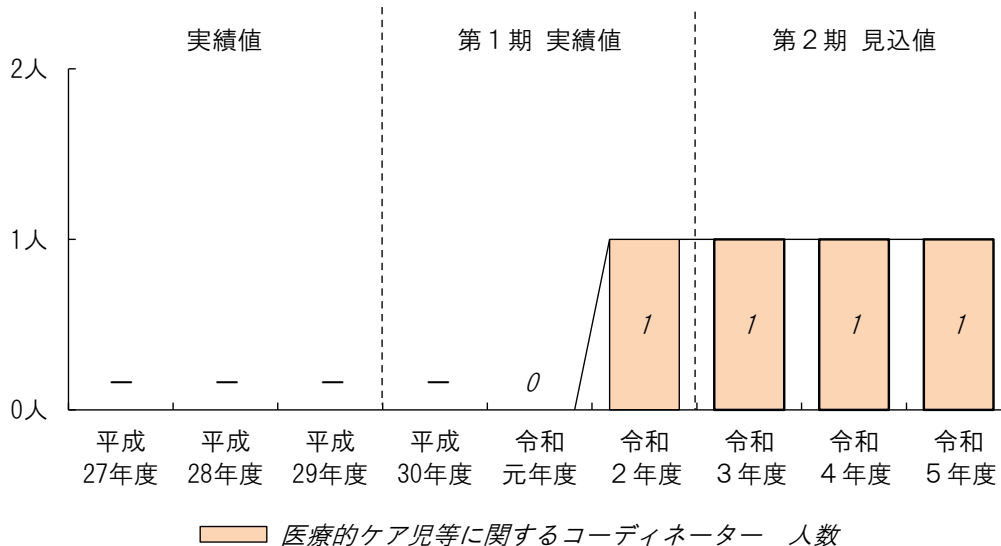
●サービス内容●

保健、医療、障がい福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶ支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

●各年度の実績と見込み●

(年当たり)

			第1期【実績】			第2期【見込み】		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療的ケア児等に関する コーディネーター	人数	見込値	—	—	—	1	1	1
		実績値	—	0	1			
		実施率	—	—	—			



●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 富士北麓圏域障害者自立支援協議会において、医療的ケア児のための協議の場を設置していることから、コーディネーターの配置についても、同協議会において配置していきます。
- (2) 医療的ケア児等が在宅生活を送るうえで必要なサービスの紹介や相談を受け、関係機関につなぐことで、安心して生活できるよう支援していきます。

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

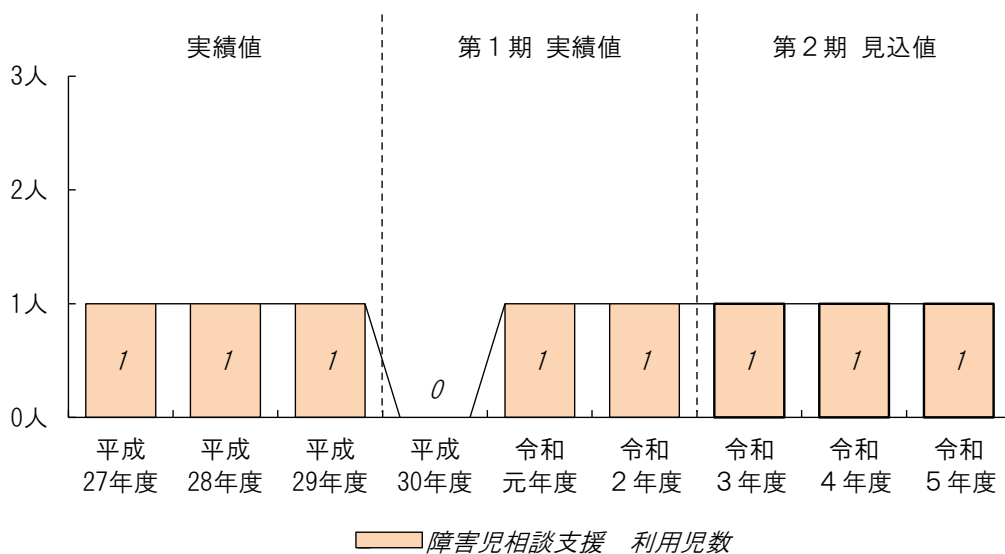
●サービス内容●

障がいのある子どもに、障がい福祉サービスを利用するため、子どもの心身の状況や環境、子ども又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

●各年度の実績と見込み●

(月当たり)

障害児相談支援	利用児数	第1期【実績】			第2期【見込み】		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		見込値	2	2	4	1	1
	実績値	0	1	1			
	実施率	0.0%	50.0%	25.0%			



●必要なサービス見込み量確保のための方策●

- (1) 障がいのある子どもの環境、身体の状態に合わせ、障害児通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案した障害児支援利用計画を作成するため、指定障害児相談支援事業所や指定障害児通所支援事業所と連絡調整を行い、サービス提供体制の整備に努めます。
- (2) 発達・発育上の心配がある子どもを早期発見できるように、幼児健診の中で、発達の確認を行うほか、助言指導・就学支援等の相談体制の充実を図ります。
- (3) 必要な場合は、県等で実施している広域的・専門的な支援を受けることができるよう、連携を図っていきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 円滑なサービス提供のための方策

1) サービス事業者の参入促進のための情報提供

高齢化の進行等に伴い、今後も増加が見込まれる障がい福祉サービスのニーズに対応するため、民間事業者への情報提供や連携の強化により、共生型サービス^{※1}の事業所を含め、さらに多様な事業所が村内にサービス提供できるよう参入促進を図っていきます。

2) 障がい福祉サービスについての情報提供

村民に対して、広報紙や村のホームページ、パンフレット等を利用して、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等に関する情報を提供していきます。また、制度の改正等があった場合には、迅速に情報発信し、サービス利用者の不安解消に努めます。

個々の障がいの状態に応じた効果的な情報提供ができるように保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手交換できるよう努めます。

3) 支給決定における公平性・公正性の確保

支援を必要とする度合に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

4) サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、サービスの質的評価を行うことができる環境づくりに努めます。

5) サービス利用の支援と権利の保障

障がいのある人が自らの選択により必要なサービスを利用しながら、安心して日常生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動に努めるとともに、障がいのある人に対する差別や虐待の防止など、障がいのある人の権利擁護のための取り組みの充実に努めます。

6) 低所得者への支援

低所得者に関しては、サービス利用の抑制につながることはないよう、所得に応じた負担上限額を設定するなど、負担能力を適切に反映した仕組みづくりに努めます。

7) 発達障がいのある人や発達障がいのある子どもへの支援

発達障がいの早期発見、早期の発達支援の必要性を重要視し、保健・福祉・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、母子保健部門や子育て支援部門、教育委員会等との連携の強化に努めます。

※1 共生型サービス … 2018年度(平成30年度)の関係法令の改正によって、介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、新たに創設されたサービスで、この制度の導入により、介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくなりました。

2 関係機関等との連携

本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、村民や民間企業・事業所等の理解や協力と障がいのある人自身の積極的な参加が必要です。障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、富士北麓圏域障害者自立支援協議会を中心とした関係機関・団体との連携は必要不可欠なものです。

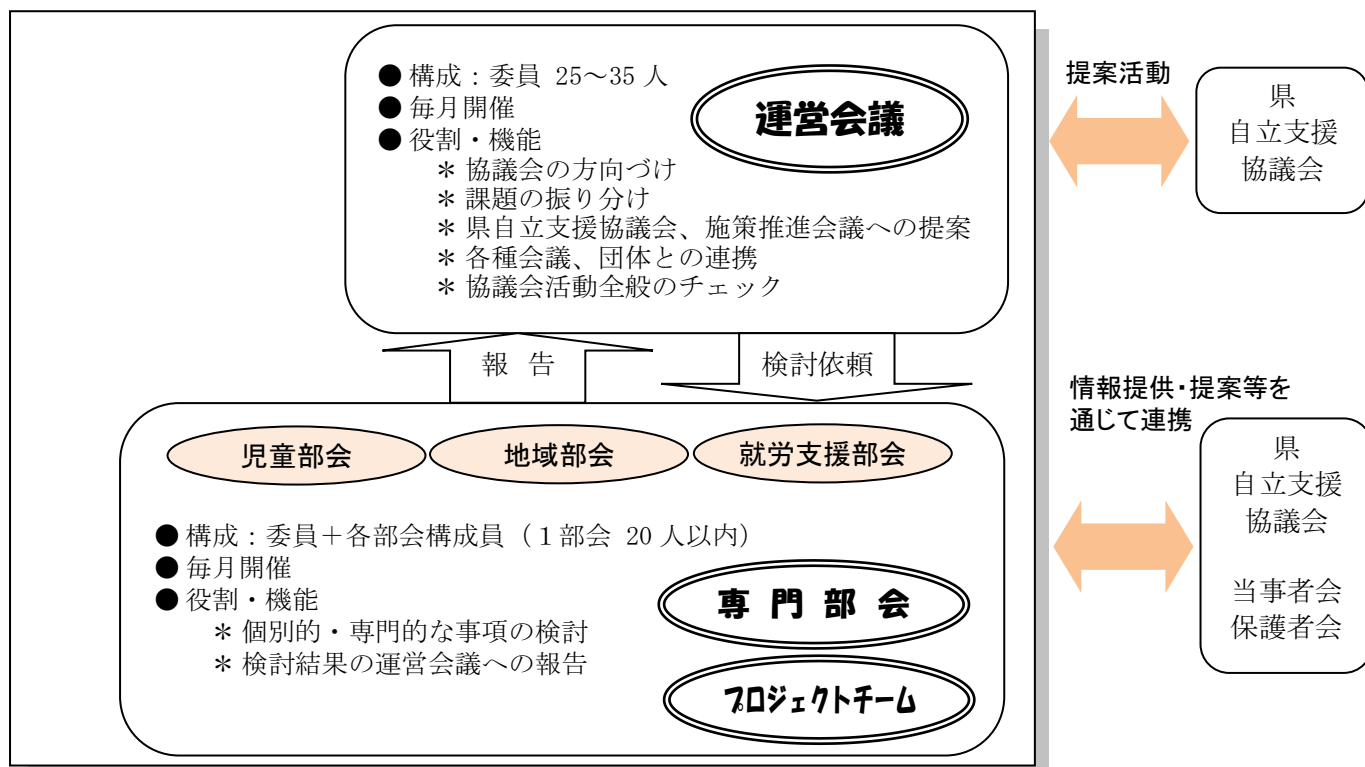
1) 富士北麓圏域障害者自立支援協議会の役割

富士北麓圏域障害者自立支援協議会は、富士北麓圏域6市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町及び鳴沢村）、相談支援事業所、山梨県の障がい福祉関係機関等が集まり、圏域の相談支援事業をはじめ、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置しています。

協議会の運営を活発にするため、専門部会が設けられ、構成員それぞれの立場で意見や知恵を出しあいながら、課題の解決に向けた活動が展開しています。

協議会の活動が圏域内に広く浸透することにより、行政の予算的支援や障がいのある人への理解のさらなる促進につながるとともに、障がいのある人や家族が抱える不安も軽減されるものと期待されます。障がいのある人が元気に生きがいを感じながら生活を営むことができるよう、地域に根ざした活動を行うことが協議会の目的です。

富士北麓圏域障害者自立支援協議会 組織図



2) 専門機関・障害者団体・事業所・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった事業を実施する上で、専門機関との協力は必要不可欠です。また、障害者団体、ボランティア、事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、なによりも多くの一般村民の協力も大切です。施策を進めるために、相互に連携を図っていきます。

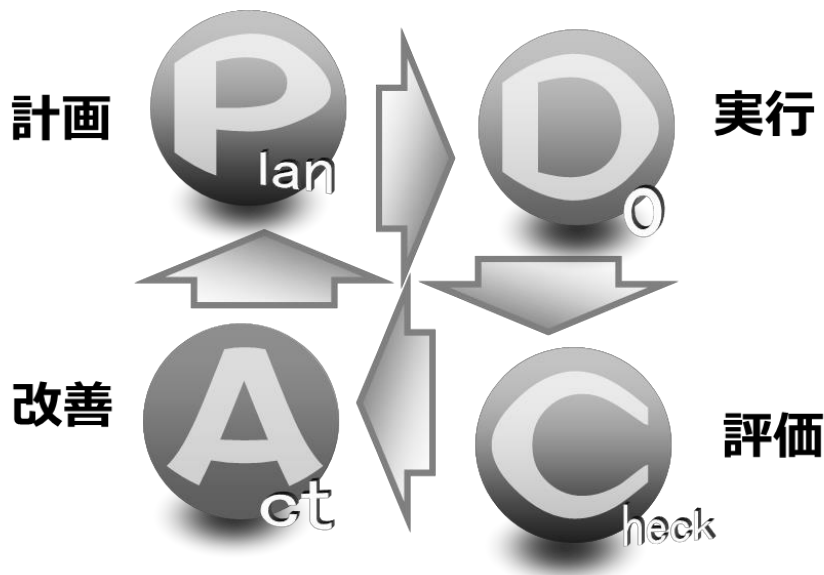
3) 国・山梨県との連携

国や県と連携して本計画を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備など国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

3 進捗状況の管理と評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議します。さらに、社会状況の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、PDCAサイクルに基づき、年に1回各施策について評価を行い、効果的な計画となるよう見直しについて検討します。

また、当事者を含む障害者関係団体との意見交換の場を設置するなど、障がいのある人（障がいのある子どもを含む）の現状・ニーズについて把握するよう努めます。



元気いっぱい ふれあい計画

【山中湖村 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

発行者：山中湖村
企画・編集：山中湖村 福祉健康課
〒401-0595
山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1
TEL：0555-62-9976
FAX：0555-62-9981
<https://www.vill.yamanakako.lg.jp/>